

CSW65 公式文書(2)

「ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントのための暴力の撤廃のみならず公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定」という優先テーマの下で CSW が開催する閣僚ラウンド・テーブルのための討議ガイド(E/CN.6/2021/5)

事務局メモ

I. 序論

1. CSW の作業の今後の組織と方法に関する決議 2015/6 で、経済社会理事会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント並びにその人権の実現への政治公約を再確認し、強化し、高官の関わりと CSW の審議の可視性を保障するための閣僚セグメントが含まれ、このセグメントには閣僚ラウンド・テーブルまたはその他の高官意見交換対話が含まれることを決定した。
2. 経済社会理事会決議 2020/15 に含まれているように、CSW の複数年にわたる作業計画に従って、CSW は、2021 年 3 月 15 日から 26 日まで開催されることになっている第 65 回会期の優先テーマとして、「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するための暴力の撤廃のみならず公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定」を検討する。この決定の上に、CSW は、閣僚たちに優先テーマの下で生じるカギとなる問題に高官がかかわる機会を提供するためにこの会期で閣僚ラウンド・テーブルを開催することが提案されている。

II. 組織上の問題

A. テーマとトピックス

3. 「ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するための、暴力の撤廃のみならず公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定」という優先テーマの下で、CSW は、以下のテーマで 4 つのラウンド・テーブルを開催する：
 - (a)同数に到達する：公的生活での女性の完全かつ効果的な参画と意思決定の達成に向けた好事例。
 - (b)公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する。
4. 閣僚ラウンド・テーブルは、提案されているトピックスに関連する経験、学んだ教訓、好事例の交換に重点を置く。閣僚たちは、人権のみならず、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの実現に向けて今後のことを考えるよう奨励される。閣僚たちは、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に向けて国

の対応が効果的に貢献することを保障するために必要であり、計画されている手段と措置を強調するよう奨励される。

B. 参加者

- ラウンド・テーブルを通して、閣僚たちは、ヴァーチャルで対話と討論にかかわる機会を提供される。ラウンド・テーブルは、すべての加盟国とオブザーヴァーに開放される。
- 閣僚たちは、前もって、できれば2021年2月26日までに参加したいと思う閣僚ラウンド・テーブル並びに2番目に参加したいと思うものを示すよう勧められる。ほぼ15名から17名の閣僚が、それぞれのラウンド・テーブルに参加するものと期待されている。閣僚ラウンド・テーブルの議長は、それぞれのラウンド・テーブルに署名した閣僚のリストを持つことになろうが、発言者のリストは前もっては準備されない。
- 閣僚ラウンド・テーブルの議長は、意見交換を推進する目的で討論を導くであろう。発言は3分を超えてはならず、重点は対話におかれるであろう。閣僚たちは、対話中になされた発言に対して質問したり、コメントを出したりするよう奨励される。

C. 時間

- 閣僚ラウンド・テーブルは、2021年3月15日月曜日の午後4時から6時まで、2021年3月16日火曜日の午前9時から11時まで、以下の表に示された時間に非公式のヴァーチャル会議を通して開催される。

ラウンド・テーブル	時間	場所
同数に到達する：公的生活への女性の完全で効果的な参画を達成することに向けた好事例	4-5p.m.	ヴァーチャル・プラットフォーム
公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する	5-6p.m.	ヴァーチャル・プラットフォーム
同数に到達する：公的生活への女性の完全で効果的な参画を達成することに向けた好事例	9-10a.m.	ヴァーチャル・プラットフォーム
公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する	10-11a.m.	ヴァーチャル・プラットフォーム

D. 成果

- 閣僚ラウンド・テーブルの成果は、ビューローのメンバーを通して地域グループとの相談で準備される議長概要の形態をとる。

III. 閣僚ラウンド・テーブルでの討論のための項目

A. 背景

- 「ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するための暴力の撤廃のみなら

ず、公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定」という優先テーマの討論は、これら領域全体にわたるジェンダーに対応した行動が、どのようにより野心的なターゲットの設定、政治的意思と資金調達の強化及び女性と女兒のニーズと野心により対応する制度的取り決めを通して、「北京宣言と行動綱領」、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と行動の 10 年の実施を促進出来るかという点で、トピックを検討する機会を CSW に提供するであろう。

11. 執行、法律、司法、公共行政機関の意思決定に女性が平等にアクセスし、効果的に参画する男女間の権力の分かち合いは、女性と女兒の平等を達成するために極めて重要である。女性グループ、ネットワーク、地域社会を基盤とした団体のような市民社会での女性のリーダーシップも極めて重要である。執行・立法の地位での女性の数の増加において進歩が遂げられてきたが、50 対 50 のジェンダー同数は、達成からはほど遠い。女性は依然として、意思決定のあらゆる側面で数が少ない。公的生活での女性に対する暴力が広がっている。権力を持つ男性はしばしば政党内でさえ女性のリーダーシップに抵抗する。比較的高い程度の貧困、一層限られた財政へのアクセス、大きなケアの義務、性と生殖に関する健康と権利を実現することに対する課題及び女性が経験する排外的な制度的規則と手続きが女性の完全な参画を制限している。根強い女性の役割に関する社会規範と期待、並びに法律における差別が、課題を複雑化し、意思決定への女性の貢献を過小評価し、持続可能な開発を脅かしている。公的生活における女性に対する組織化された反対は、時には強力で暴力的で、民主主義の後退によってさらに悪化し、政治的・社会的分極化を強化し、不平等を深めている。これら格差を埋めるには、権力関係を変える政治的意思、一時的特別措置の利用、より機能的な環境と制度的システムの創設、公的生活における女性に対する暴力の減少、差別の撤廃が必要である。

12. ラウンド・テーブル中に、閣僚たちは、以下の討議ガイドの中にある問題を検討し、すべての女性と女兒の人権とエンパワーメントを実現するために、「北京宣言と行動綱領」及び「2030 アジェンダ」の完全かつ効果の実施を促進するために何をする必要があるのかに重点を置くよう奨励される。閣僚たちは、一時的特別措置を含め、意思決定における女性の数を押し上げる際に成功することが分かった法律、政策、規則及び戦略を強調するよう奨励される。閣僚たちは、貧困の女性化、並びに育児のような公共サービスの利用可能性、制度的メカニズム、資金調達の利用可能性、社会規範と固定観念との取組、女性の参画のための機能的環境を醸成することに貢献するインフラ、教育及びその他の措置のような公共サービスの利用可能性に対処するかもしれない。閣僚たちは、討議ガイドと第 65 回会期の優先テーマに関する事務総長報告書(E/CN.6/2021/3)と相談するよう奨励される。

E. 討議ガイド

同数に到達する：公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定に向けた好事例

13. 女性の完全で効果的な参画と意思決定のあらゆるレベルでのリーダーシップの平等な機会を保障することは(「持続可能な開発目標 5.5」)、あらゆるレベルでの対応した、包摂的で、参加型の、代表的意思決定を達成することと関連している(「目標 16.7」)。女性は、わずか 21 か国で国家の長または政府の長を務めており、119 か国は、女性指導者を有したことがない。世界的に、女性は、閣僚の地位の 21%を占めており、国の議会の議席の 25%、地方議会議席の 36%を占めている。女性の参画を促進出来ないことは、2030 年までに「目標」を達成することを不可能にし、現在の割合では、国家と政府の長の間でジェンダー同数に達するにはもうあと 130 年かかり、閣僚の間では 56 年、国の議員の間

では42年かかるであろう。

14.公共セクターと公務員により多くの女性がいることは、女性の視点をより多く政策と公共サービスの提供にもたらすであろうが、女性が指導的地位に就くことは滅多にない。女性は全世界で裁判官の数の半数以下を占めているものと見積もられている。公共セクター意思決定に女性が欠如していることは、政府を紛争や危機に対応する備えがあまりできていないままにする。教育、保健、経済開発、紛争解決を含め、女性の生活に直接インパクトを与える問題に関する意思決定で女性が相談を受け、含まれていない時、政策成果は有害で非効果的であり、女性の権利の侵害につながる可能性がある。

15. ジェンダー・クォータ制の採択と遵守は、国の地方の意思決定に女性の参画を改善してきた主要な政策介入である。国のレベルで法定の候補者クォータ制を利用しているわずか15か国が、女性50%というターゲットを要求しており、10か国が、女性またはどちらかの性の40%以上というターゲットを要求している。クォータ制の立案は、選出される地位における成功した実施にとってのカギである。わずか36か国が、そのクォータ制法で確立されたジェンダー・ターゲットを達成し、35か国は議会レベルの候補者リスト(ジッパー・リストのような)にある女性のための格付けまたは代替の地位の要件を要求している。そのような措置がないと、女性は選挙されない地位に置かれる危険を冒すことになる。

16. 好事例には、国及び地方レベルでの執行・立法・行政の地位に関連してジェンダー同数を達成するためのターゲット、行動計画、予定表の確立が含まれる。執行内閣におけるジェンダー同数とさらなる多様性は、政治的意思のある所で任命を通して達成されてきた。公共セクターにおける女性のリーダーシップと意思決定を高めるための解決策は、女性指導者が一般の人々の態度を形成し、公的生活で意思決定の地位に就く用意ができていない女性のプールを拡大することができる民間セクターにより組織的に適用されるべきである。

17. 閣僚たちは、対話に重点を置く手助けをするために以下の質問を検討するよう勧められる:

(a) 公的生活と意思決定への女性の平等な参画と代表者数を達成するためにどのような手段を政府は取っているのか?

(b) 執行と立法の意思決定への女性の参画に向けた進歩を促進するために、立案され実施されてきた野心的なジェンダー・クォータ制を含めた一時的特別措置の好事例は何か?

(c) 公共行政と司法のような機関における公共セクターの指導的地位の女性の代表者数を増やし、追跡するために政府はどのような措置を取ってきたのか?

公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する

18. ジェンダー平等の達成は、平等な参画のための機能的環境を醸成するために共に制度とシステムを変革するために男性も女性も必要とする集団的責任である。比較的程度の高い貧困、資金調達へのさらけられたアクセス、さらなるケアの義務、女性の性と生殖に関する健康と権利を実現することに対する課題が、排外的な制度的規則と手続きとつながって、その完全な参画を制限している。ケア施設の欠如が、家族とケア責任を持つ女性が公的生活で指導力を追求することを思いとどまらせている。女性にかかる重荷を減らすために、支援制度の確立を含め、より柔軟性のある家族に優しい労働条件が、あらゆる年齢の女性を公共の施設で募集し、引き留めておくために、緊急に必要とされる。

19. 女性の参画と意思決定のための機能的環境を確保するために、制度をよりジェンダーに対応したものにするために措置が必要とされる。歴史的に男性によって立案された制度は、その構造、政策、手続き、規則及び文化を含め、調査と改革を必要とする固有の偏見と排外的慣行を有している。立法府は、ジェンダー平等委員会、ネットワーク作りフォーラム、女性コーカス、ジェンダー平等に関する能力開発により多くの資金を使うべきである。政治家と女性の権利団体とフェミニスト団体との間の協働の機会を拡大することは、変革的变化を推進するためにも極めて重要である。

20. ジェンダー役割に関する根強い否定的な社会規範、並びに重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性の代表者不足は、公的生活で女性は平等な役割を果たすべきではないという一般の認識を形成する。若い女性は二重の差別に直面しており、30歳未満の女性は、世界的に議員の1%未満を占めている。そのような社会規範は、地域社会と宗教指導者、メディア、男性と男児及び様々な世代の女性の間の意識を啓発することにより、慎重な行動を通して闘わなければならない。公にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進している男性指導者の支援は、社会規範の変革の促進にとって極めて重要である。政治的パイプラインへの多様な女性の参入が奨励され、重複し、重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒の暴力と差別からの保護が確保されるべきである。

21. 公的生活における女性に対する暴力は、その参画と意思決定を脅かす。この問題に対する意識が高まっているが、公的生活の女性は、職務中に殺害される暴力を含め、対象を絞った、ジェンダーに基づく心理的・身体的・性的脅しと暴力行為に直面している。防止と対応には、国レベルでのより緊急の行動が必要とされる。好事例には、法改正、司法へのアクセスの強化、様々なステイクホルダーの間の監視と調整の強化が含まれる。公的機関は、暴力、差別、虐待にたいするゼロ・トレランスを確立する行動規範を設置するべきである。

22. 資金調達不足は、公的生活への女性の参画に対する主要な障害である。女性は選出される公職に立候補するための資金を作るためにもがいている。女性団体へ投資不足が、根強い課題である。国のジェンダー平等メカニズムは、しばしば、ジェンダー平等に貢献する国の企画と予算編成を保障するための資金調達を欠いている。ジェンダーに配慮した政治的資金調達、育児のための助成金、資金作りネットワーク、無党派のクラウドファンディングと基金を通じた公共・民間基金によって財政的に支援される女性候補者のための選挙運動のための条件と奨励策の創設が役立つであろう。女性団体とフェミニスト運動への直接的資金提供を優先する特別基金の創設と資金調達も、公的生活への女性の参画を支援するであろう。

23. 閣僚たちは、対話に重点を置く手助けをするために、以下の質問を検討するよう奨励される:

(a)あらゆる形態の暴力を受けない女性の完全で効果的な参画のための機能的環境を醸成するために各国政府はどのような措置を取っているのか?

(b)女性が男性と同等に正当で効果的な指導者とみなされることを保障するために、否定的な固定観念と差別的態度が対処されて成功してきた好事例は何か?

(c)公的生活と意思決定への男女の平等な参画を促進してきた効果的なジェンダーに対応した制度的改革の例は何か?

(d)公的生活への女性の参画を支援して、各国政府は、質の高い資金調達の利用可能性を高めるためにどのような手段を取っているのか? (房野 桂 訳)

女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性とエンパワメントのための国連機関の報告書(A/HRC/47/20-E/CN.6/2021/6)

事務総長メモ

概要

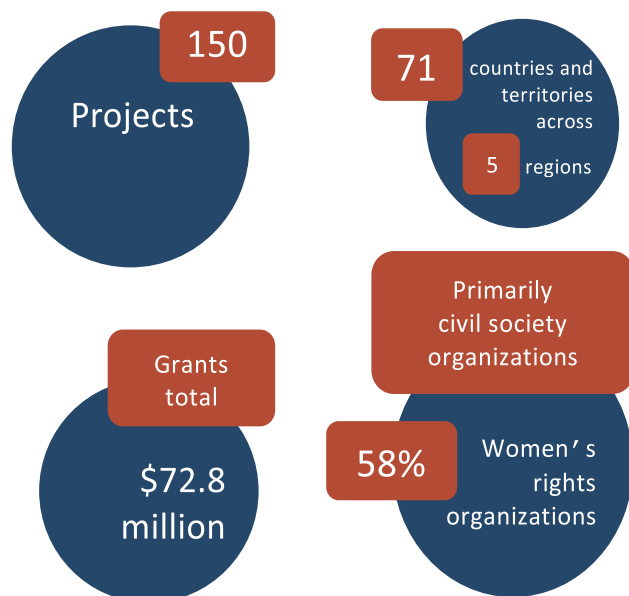
事務総長は、ここに、総会決議 56/166 に従って、準備された女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)の報告書を CSW と人権理事会にお伝えすることを名誉に思う。

I. 序論

1. 女性に対する暴力撤廃行動支援基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくす努力を支援する世界的な、多国間の助成金授与メカニズムである。決議 50/166 によって総会によって 1966 年に設立された信託基金は、国連システムを代表して、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)によって管理されている。国連ウィメンとその地域・多国間・国内事務所の強力な制度的支援を得て、その機関間プログラム諮問委員会を通して他の国連システムと密接に協力して、信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し撤廃する集団的努力を推し進める際に、重要な役割を果たしている。
2. 本報告書は、2020 年の信託基金とその助成金受領団体のインパクトと業績を説明している。
3. 信託基金は、女性と女兒に対する暴力に対処し、防止し、究極的にはなくすための複数年にわたるプロジェクトを支援する資金を作り配分している。信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすための結果志向の取組を支援すること、助成金受領団体から集められた世界的証拠から学んだことを触媒すること、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすことに関する国内と地方の作業のための持続可能な資金調達を提唱し、育成するそのユニークなマンデートを強化し、能力を集めるという 3 つの戦略的方向を通してこれを行う。
4. 2020 年 12 月現在、オーストラリア、オーストリア、カナダ、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、カザフスタン、リヒテンシュタイン、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、英国及び米国は、「スポットライト・イニシャティヴ」、女性と女兒に対する暴力を撤廃する欧州連合と国連の合同努力と同様に、年内に信託基金に寄付をしてきた。オーストラリア、オーストリア、ドイツ、アイルランド、日本、オランダ、スウェーデン、英国、米国の国連ウィメン国内委員会

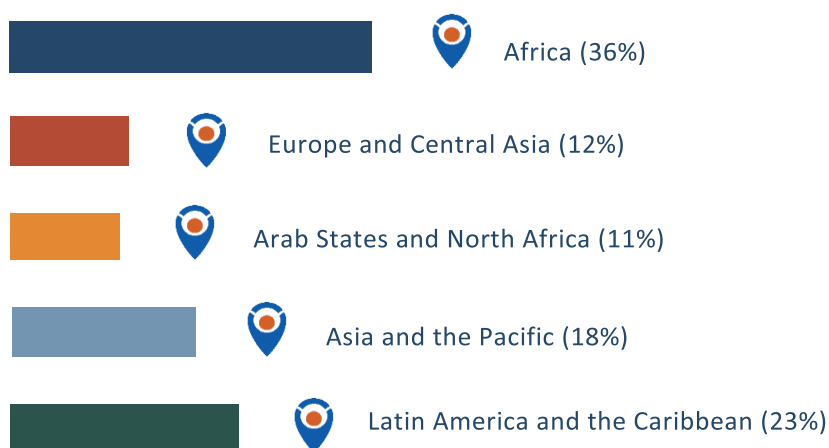
並びに Mary Kay 財団、Mary Kay Inc. 及び Wellspring 慈善基金からも支援が受領された。

Figure I
2020 trust fund grants portfolio



5. 2020 年に、信託基金は、総額 7,280 万ドルの助成金で、5 つの地域にわたって、71 の国々と領土で、女性と女兒に対する暴力を防止し、対処することを目的とする 150 のプロジェクトの物件を管理した。助成金受領団体は、主として市民社会団体であり、多数(58%)は、女性の権利団体である。

Figure II
Regional distribution of grants



6. 2020 年の信託基金とその助成金受領団体の作業は、世界的なコロナウイルス病(COVID-19)の流行と、その広がりを抑制するために取られた措置によって生じた否定的結果のインパクトを特徴とした。COVID-19 は、既存の、継続中の、根強い女性と女兒に対する暴力という流行病に比べ、対処する社会

の備えの欠如と COVID-19 以前にすでに驚くほど高かった蔓延率を明らかにした。約 5 人に 1 人の女性(18%)が、COVID-19 に先立つ 12 か月に親密なパートナーからの暴力を経験したと報告し、思春期の女子の推定 28%と若い女性の 29%が、生涯で、親密なパートナーからの身体的または性的暴力を経験し、COVID-19 がこの侵害をさらに悪化させたと報告している。世界中で、市民社会団体は、場合によっては 770%も、ヘルプラインに支援を求める電話が増えていることに反映される女性と女兒に対する暴力の急増を報告した。暴力の増加は多くの形態をとり、例えば COVID-19 のすべての影響は、2030 年までに世界的に子ども結婚がさらに 1,300 万件増えるという結果となると予想されている。

7. 4 月の信託基金女性金受領団体間の COVID-19 の早期インパクト評価は、世界的に女性と女兒に対する暴力の急上昇する割合を明らかにし、これは 9 月に公表された 2 回目の分析によって確認された。同時に、COVID-19 とこれに対処するために用いられた措置は、多くの団体、特に小さな女性主導の団体にとって、その基本的作業を継続することを不可能ではないにしても難しくした。事務総長は、女性と女兒に対する暴力の防止と救済を COVID-19 のための国の対応計画のカギとなる部分とするようすべての各国政府に要請し、146 の加盟国が、その行動の呼びかけに対応した。国連システムは、COVID-19 の状況でのジェンダーに基づく暴力への政策対応を促進するために協力した。行動のための 6 つの重要な行動の領域が明らかにされたが、その中に、危機を通して市民社会と女性の権利団体を支援することにコミットしている信託基金のようなメカニズムを通じた、この危機とすべての危機の間の最初の対応者である女性の権利団体のための国内・国際援助予算からの増額された資金提供があった。

8. 2020 年 4 月に、危機への直接的対応として、信託基金は、(a)最終の評価報告書を含め、助成金受領団体の報告の遅れを認め承認すること、(b)助成金受領団体がプロジェクト活動を修正し、遅らせることができるようにする柔軟性を行使すること、(c)助成金受領団体が公衆衛生危機をうまく切り抜ける手助けをする資金とガイダンスを分かち合うこと、(d)事業の継続性を確保し、COVID-19 の否定的インパクトを最小限にするための核心的経費に応えるための予算の再配分の要請を受け入れること、(e)プロジェクトのためのコストのかからない拡大の要請を承認することを含め、助成金受領団体への救援支援を提供するための 5 点行動計画を発表した。

9. さらに、現在のプロジェクトを危険にさらし、場合によっては制度的生存を脅かしている課題に対応して、欧州連合の「スポットライト・イニシアティブ」と国連とのパートナーシップで、サハラ以南アフリカの 44 の信託基金受領団体に直接的で継続中の支援のために、追加の 900 万ドルが配分された。

10. 2020 年 9 月の提案の呼びかけで始まったその第 24 回資金提供サイクル中に、信託基金は、女性と女兒に対する暴力の増加に対処し、対応するための COVID-19 の対応・回復の前線で活動している市民社会団体からの応募を求めた。全部で、1,498 の応募が受領され、総額 758,786,215 ドルを要求した。

11. 女性の権利の女性主導の小規模女性団体からの応募が、これらが危険にさらされている女性と女兒及びサヴァイヴァーに届き、誰も取り残さない最前線にいるという事実を認めて優先された。助成金受領団体の中には、流行病によって提起される実在的脅威に照らして、信託基金は、助成金の 4%までの COVID-19 に特化した不測の事態予算ラインと小規模団体のための一般活動及びその他の直接経費を補うための 3%までの予算ラインを設立した。信託基金は、小規模団体のための 7%の核心資金と自己ケ

ア活動のための 2,000 ドルを維持することにもコミットした。全体的に、これは、少額助成金を受けている団体のために柔軟な資金提供が必要なプロジェクト予算の 21%まで、とでき、急速に進展する COVID-19 の状況で団体と受益者のニーズに応えるために使うことができることを意味する。

II. コロナウィルス病の流行への助成金受領団体の対応

12. 2020 年 3 月に、信託基金は、女性と女兒に対する暴力の急速な増加と闘っている、しばしば市民社会主導の支援・保護制度が直面している課題に関して 69 か国と領土の 122 の助成金受領団体会の情報を受けた。助成金受領団体は、サヴァイヴァーのための司法・基本的保健ケア・社会保護へのアクセスの欠如または制限も報告した。第一線の女性の権利市民社会団体は、女性に対するエスカレートする暴力に関する早期警告制度を形成しているが、支援の需要に圧倒される危険にさらされていた。しかし、助成金受領団体からの情報は、いかに素早く速やかに、彼らが受益者とスタッフの安全を保護しつつそのプロジェクトのカギとなる側面を維持するために適合しているかも明らかにした。例えば、セルビアでは、「人身取引とあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力と闘う市民協会」が、その安全な家を何とか開放し続け、女性サヴァイヴァーに最もうまく仕える国有シェルターに食料の寄付の提供を含め、ニーズに応える手助けをするためにその準備金を利用した。

13. 信託基金の継続中の COVID-19 のインパクトの監視は、世界的流行病に入って 6 か月で、女性と女兒に対する暴力の割合とこの危機を防止し対応する市民社会団体の暴力に与える継続中のインパクトが継続し、かなり増加した。全体的なインパクトは、地方化し、複雑化したが、助成金受領団体は 2020 年 3 月以来暴力のカギとなる課題と牽引力を明らかにし、分かち合ってきた。これらには、性暴力、オンラインのハラスメント及び有害な伝統的慣行のあからさまな増加、周縁化された地域社会と最も頻繁に取り残される人々に与える厳しいインパクト、市民社会が埋めようと努力している格差である女性と女兒に対する暴力をなくすことに関する作業に対する持続可能な、構造的な社会的な支援の欠如が含まれた。助成金受領団体は、助けを求める要請の数と命に対する直接的脅しに関する事例の増加を報告した。例えば、アルメニアの女性の権利センターは、かなり多数の事件とますます深刻となる暴力を述べた。コロンビアでは、緊急事態と記録される報告が、Corporacion Con-Vivamos によれば 553%も増加した。

14. 3 月に、助成金受領団体は、女性と女兒に対する最も共通した形態の暴力は、親密なパートナーからの暴力であると報告したが、8 月までには、オンラインのハラスメントと有害な慣行のようなその他の形態の暴力も増えてきていると報告していた。例えば、カメルーンでは、3 つの市民社会団体が、子ども結婚を含めた女兒に対する暴力の増加を報告した。障害を持つ女性と女兒に対する暴力と取り組んでいる 20 の助成金受領団体のすべてが、このグループはロックダウン中に到達するのが最も難しいグループの中にあることを仮定すれば、インパクトの範囲は測定するのが難しいけれども、COVID-19 の状況で、このグループは不相応に悪影響を受け続けていると報告した。しかし、ルワンダ障害を持つ女性団体が受益者の急速評価を行った時、回答者の 44%が、COVID-19 の家にとどまっているようにとの命令が、障害を持つ女性と女兒に対する暴力をさらに悪化させてきたことを確認した。

15. 助成金受領団体の中には、受益者とその団体の直接的な生存にその努力を再重点化したところもある。食料を提供するために活動したところもあれば(例えばマレーシアのセラングール州の女性団体の友やヴェトナムのハガル・インターナショナル)、特に周縁化された女性と女兒に尊厳・衛生キットを提供

したところもある(例えば、エジプトの包括的開発のためのアル・シャハブ機関、中央アフリカ・ネットワークアフリカ先住民族女性団体及びカメルーンの教育・開発農山漁村女性センター)。さらに、現金に基づく介入を実施したところもあった(例えば、ウガンダの障害を持つ女性国内連合、ナイジェリアの女性学・介入センター及びケニアの開発と民主主義と司法女性フォーラムと権利教育・意識啓発センター)。ほとんどの場合、このような努力は、独立した支援として提供されたが、助成金受領団体の中には、女性に対する暴力と COVID-19 に関する意識啓発のための入り口点としてこれらを利用したところもある。

16. 8月までに、すべての積極的な助成金受領団体は、プログラムと事業上の理由のために、そのプロジェクトと計画を調整してきた。サービスの需要の増加を管理するために、助成金受領団体は、COVID-19 予防措置に関する追加のサービスを設置した。例えば、チャドでは、公共の利益法センターが、困っている女性に追加の支援を提供するためにその永久的なカウンセリング・センターを超えて一時的シェルターを創設した。市民社会団体も、サヴァイヴァーのための政府の対応を支援するためにサービス提供者にリーチアウトした。例えば、ケニアでは、ケニア難民コンソーシアムがナイロビとガリッサの警察署が女性と女兒に対する暴力事件の増加で圧倒されていることを知って、警察にマットレス、子どもの玩具、尊厳キット、並びに法的プロセスにとって重要な事件を記録するための書式を提供した。ソロモン諸島では、太平洋地域権利リソース・チームが、裁判所が保護命令を出し見直すための電話クレジットを提供し、裁判所がサヴァイヴァーからの電話に応え、命令を出すための情報を得ることができるようにした。

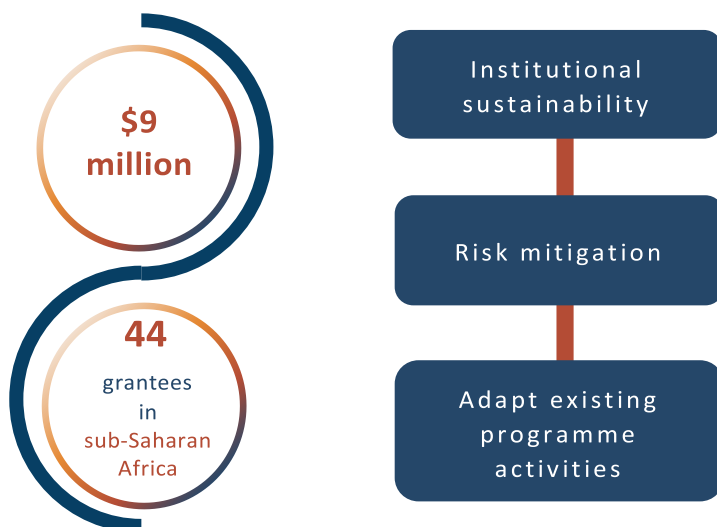
17. 助成金受領団体は、流行病の経済的インパクトが、女性と女兒に対する暴力を煽り、既存の経済的エンパワーメントのプログラムが、女性と女兒が生き延びる手助けをするために再立案される必要があることにたちまち気づいた。例えば、「アフリカの角女性戦略イニシヤティヴ」は、南スーダンの女性と女兒がマスクと再使用できる衛生パッドを作成する訓練をすることによって経済的に回復する手助けをし、それによって両製品の地方の需要に応え、所得を創出した。

18. サービスの能力と質的洞察力の市民社会団体による評価は、地方の対応を特徴づけ、世界的対応を導くために意図された実践家に基づく知識の重要な体系をなすデータを提供した。例えば、インドの犯罪防止と被害者ケアのための国際財団は、流行病の始まりに、より多くの暴力事件がなぜそのヘルプラインに通報されなかったのかを捜査した。この財団は、家にとどまる命令が、女性たちが電話で私的に話すことを妨げているので女性たちがほとんど電話をかけなかったことを発見した。危険にさらされている女性たちの中には、サービスが閉鎖されていると思った者もあった。これに応じて、助成金受領団体は、ホットラインの番号を公表し、通信のオンライン方法に移り、政府に女性と女兒に対する暴力に関連するサービスが基本的であり、開放されていることを公に再確認するよう要請した。パレスチナ国では法的援助とカウンセリングのための女性センターが、ロックダウンに続いて毎週そのサービスに通報される違反を組織的に記録したが、女性の命が脅かされる事件の数が5月にかなり増加し、長期的な(未決の)事件の数は、流行病前の数字に比べて3倍近くになった。国の暴力保護制度が COVID-19 の危機に対応するために再重点化されるときに、女性と女兒に対する暴力の第一の対応者としても、監視し、データを収集する際にも、市民社会団体の役割が貴重な早期警告として直接的な支援制度として出現した。

III. 欧州連合と国連のスポットライト・イニシャティヴ

Figure III

Amount announced in partnership with the Spotlight Initiative of the European Union and the United Nations, 2020



19. 欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」は、2030年までに女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃することを目的とする欧州連合と国連との間の世界的な複数年にわたるパートナーシップである。「スポットライト・イニシャティヴ」の6つの相互に補強しあう重点領域のすべてが信託基金の戦略的優先領域に密接に沿っているが、運動の構築が、協働の中心的な重点である。

20. 欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」の下での信託基金助成金受領団体は、COVID-19の状況で、受益者に到達する際の課題を報告した。検疫措置と公共の輸送を含めた移動制限が、対面とグループに基づく参加型のプログラム形成と直接的なサービスの提供を厳しく制限した。助成金受領団体は、オンラインへの移動に関連するものを含め、課題を考慮に入れて、受益者に到達するために、その状況に合わせて様々な措置を実施することにより対応した。

21. 2020年5月8日に、欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」とのパートナーシップで、信託基金は、流行病の悪影響を受けている女性と女兒のニーズに対応する既存のプログラム活動に適合させるのみならず、制度的持続可能性と危険緩和を保障することに重点を置いた追加の直接的支援として、900万ドルを発表した。基金は、サハラ以南アフリカの44の信託基金助成金受領団体に届き、従って、人道状況で行われるプロジェクトのみならず、障害を抱えて暮らしている女性と女兒に対する暴力をなくすためのプロジェクトのために使われる資金を注入した。資金提供は、アフリカで強靱性のある女性運動に貢献している主として女性団体である29の実施パートナーのみならず主導的パートナーに向けられた。さらに、資金は、好事例の交換を強化するオンラインの実践家を基盤とした学習ハブを築くために配分された。

22. 信託基金は、対象を絞った活動を実施するために、11 の助成金受領団体のすべてが、予算の再配分の要請に速やかにアクセスできるようにすることにより、ラテンアメリカの欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」の助成金受領団体のニーズにも対応した。例えば、メキシコでは、Infancia Comun が、女性と女兒に適合させた資料で、COVID-19 の予防のみならず、性的虐待と暴力に関する情報を普及するためのウェブ・ページを創設するために、元のプロジェクト予算から再配分された追加の資金を利用した。メキシコの遠隔の農山漁村地域の先住民族女性と協力している CIAEWNA は、共同体の菜園活動を、流行病の結果として出現した増加する食料の不安定の報告に応じて、ガーデニングと農場経営のスキルを通して女性をエンパワーするために、そのプロジェクトに組み入れた。

23. ラテンアメリカとサハラ以南アフリカのすべての助成金受領団体は、直ちに追加の資金提供を活用した。例えば、コートジボワールでは、Conscience et Vie が、COVID-19 のために所得を喪失した HIV と共に暮らしている自称性労働者に食料パッケージを配布した。ジンバブエでは、Bethany プロジェクトが、思春期の女子のための衛生パッドを含め、尊厳キットを配布した。さらに、対面交流の代わりに、この団体は、性暴力とジェンダーに基づく暴力を討議するために女兒のための安全なスペースとしてオンラインの地域社会フォーラムを設立し、流行病中の性的搾取と虐待を防止するためにその能力と実施しているパートナーの能力を強化するために活動した。コンゴ民主共和国のコンゴ人女性基金という団体は、現地のフォーカル・ポイントを、対象とする地域社会内でのその作業を促進するために、スマートフォンとインターネットのアクセスを備えさせた。

24. 欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」の助成金受領団体は、新しい課題はあるが、サヴァイヴァーのニーズを根拠とした女性運動を煽る原動力として COVID-19 への対応を見ていると報告した。例えば、「子どもの保護と教育のためのカメルーン協会」は、包括的なリファール、カウンセリング、事件管理サービスを提供するスタッフの能力を築くことを含め、性暴力とジェンダーに基づく暴力サービスを実施し、提唱するために、その能力とそのパートナー(5つの草の根の女性団体)の能力を強化するために活動している。この団体は、宗教指導者や地域社会を通して包摂的なネットワークを創設するためにセクターにわたってかかわりも支援している。

25. 信託基金は、COVID-19 に対応するための追加の資金をどのように効果的に管理するかについての一連のウェビナーを通して、欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」のすべての助成金受領団体を支援するための訓練を提供した。これらは、420 名の参加者に達し、COVID-19 に対応するためのプロジェクトの修正版、これら修正版を実行するために意図された現金を基盤とした介入及び新しい調達訓練をカバーした。

26. 2020 年に欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」の下で資金提供された助成金受領団体の業績の中には、以下のパラグラフで描写されているものもある。

27. 22 の女性団体のネットワークである Platforma 25 de Noviembre とのパートナーシップを組んでホンデュラスでプロジェクトを実施している女性主導の団体である Centro de Estudios de Mujeres と CARE ホンデュラスは、オンライン活動に重点を置くためにその活動を再方向付けた。オンライン・キャンペーンは、閉じこもり措置の結果としての女性と女兒に対する様々な形態の暴力の増加に光を当て、流行病に対処するために閉じこもっている女性によって行われたイニシャティヴと暴力の被害者/サヴァイヴァーである女性と女兒に支援を提供できる接触に注意を引いた。フェミニスト運動は、承認されること

になった女性に対する暴力に対処する緊急事態法を準備し提唱するといったような共通の目標を追求するために集まった。

28. アルゼンチンでは、女性主導の NGO である Fundacion Andhes (Abogados uyu abogadas del noroeste argentino en derechos humanos y estudios sociales) が、女性団体と活動家の国際ネットワークである CLADEM とのパートナーシップで、シスジェンダー、トランスジェンダー、レズビアン女性に対する暴力に対処するプロジェクトを実施した。カウンセラーの訓練はオンライン・プラットフォームに再方向付けしなければならず、この点で全プロセスを考え直すことを必要とした。包括的な諮問スペースも電話、WhatsApp またはビデオ電話を通して維持され、328 名の女性が 2020 年中に支援された。

29. ナイジェリアのイモ州では、助成金受領団体であるアフリカ同盟が、女性と女兒に対する暴力の増加についてますます懸念するようになり、危険を緩和するための手段を素早く取った。これらには、すべての COVID-19 タスク・フォース委員会に女性を含めるための支援の動員、説明責任を高めるための政府の救援物資の配布の監視、誤報と闘い、ウィルスの拡散を止める手助けをするための COVID-19 に関する信頼できる情報の放送が含まれた。すばやい行動が、女性と女兒に対する暴力に対処するための国家と市民社会行為者との間の同盟---欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」のカギとなる目標---をさらに強化した。

30. チャドでは、有害な社会規範、慣習、慣行を根絶し、暴力の女性サヴァイヴァーのための法的・心理的サービスへのアクセスを改善する「公共の利益法センター」の作業の中には、流行病によってかなり悪影響を受けたものもあった。しかし、助成金受領団体は、その活動の多くを適合させ、継続した。例えば、加害者を罰する法律に光を当て、暴力を通報するよう人々を奨励することにより、女性に対する暴力に対する意識を啓発するためにラジオ放送を利用した。その 24/7 ヘルプラインを通して、訓練を受けたバラリーガルが、暴力のサヴァイヴァーと危険にさらされている者のために聴き取りサービスを提供し、保護措置に関して法的支援と助言を提供した。助成金受領団体は、職員の福利を確保し、遠隔作業を可能にし、暴力の女性サヴァイヴィヴァーと危険にさらされている者が一時的シェルターを求めることができるように、支援センターに投資し、衛生キットと配給品袋を提供し、暴力のサヴァイヴァーに医療・心理援助を提供するために、COVID-19 関連の対応のために欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」からの追加の資金提供を利用した。公共の利益法センターの上級顧問である Delphine Djiraibe は、「この流行病は、私たちの地域社会の女性と女兒に対する暴力の問題に影を投げかけている [...]。女性と女兒は、刑事責任免除と全くの無関心[で]苦しんでいる」と述べた。

31. エスワティニと南アフリカでは、女性主導の人権市民社会団体である Sonke ジェンダー正義ネットワークが、実施パートナー(虐待に反対するスワジランド行動グループと MOSAIC 訓練、サービス癒しセンター)と協力して、特に COVID-19 のロックダウン中に、電話のカウンセリング・サービスを通して、882 名の個人に到達した。さらに、Sonke ジェンダー正義ネットワークからの提出物が含まれる新しいドメスティック・ヴァイオレンス改正法が、完成され、南アフリカ議会に提出された。この法案は 2020 年末までに署名されて法律となることが期待された。

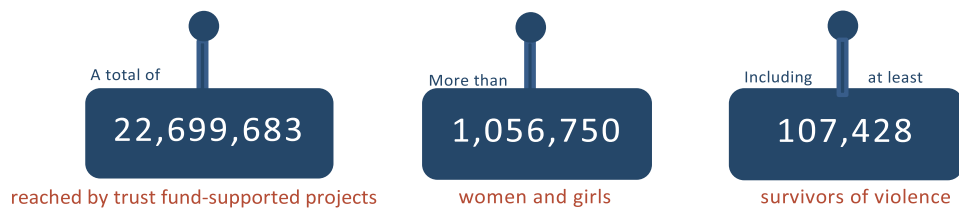
32. プルンディ、ガーナ、南アフリカでは、HIV とエイズと共に暮らしておりまたは個人的に悪影響を受けている宗教指導者の国際ネットワークが、COVID-19 によって引き起こされた健康問題への対処に向けて、各国政府が資金をつなげているので、ジェンダーに基づく暴力が増加しており、これに対処するサ

ービスが縮小していると報告した。これに応じて、プルンディのプロジェクトは、対話を通して 178 名の女性を訓練して関わらせ、情報を分かち合うための WhatsApp グループを創設した。ガーナでは、地域社会のラジオのトーク・ショーが、3つの地方の言語で放送され、推定 2,000 名の聴衆を得て、2020 年に 5,109 名の女性と女兒に情報を提供し、2,697 名が自分の権利を要求する態度と行動の変化を報告し、1,724 名が、女性と女兒に対する暴力事件に対応して通報し助けを求める能力に変化があったことを報告した。

V. 業績

33. 終わりに近づいている 2015 年から 2020 年までの信託基金の現在の戦略計画は、3つの優先領域、つまり、①基本的で、安全で、適切な多部門的サービスへの女性と女兒のアクセスの改善、②法律・政策・国内行動計画・説明責任システムの実施の推進、③女性と女兒に対する暴力の防止を定めた。今後の方向を特徴づけるための戦略計画の下での作業の分析は、過去 4 年にわたって、政府の役人と一般の人々を含めた総計 22,699,683 名の人々が、信託基金が支援するプロジェクトによって到達され、1,056,750 名以上の女性と女兒が、少なくとも 107,428 名の暴力のサヴァイヴァーを含め、助成金受領団体サービス、エンパワーメント活動及び暴力からの保護から直接的に利益を受けた。

Figure IV
Individuals reached by grantees over the past four years



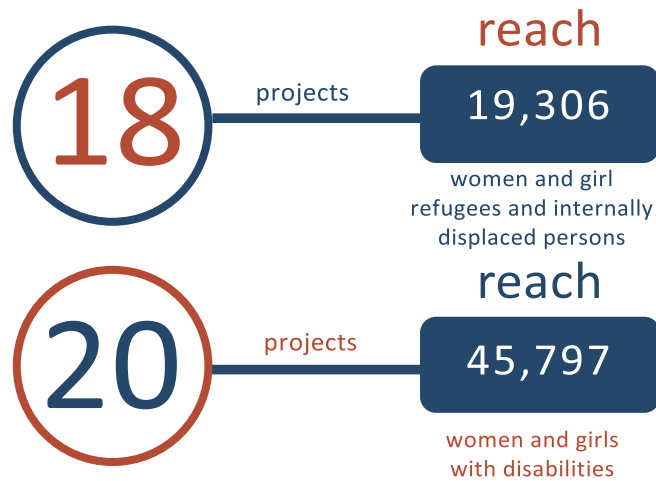
34. 信託基金は、主要なインパクトを持つプロジェクトを通して、受益者たちに届くために助成金受領団体の能力を築くことに投資している。2020 年に、1,100 以上の助成金受領参加団体に届いた能力開発活動を通して、助成金受領団体は、プロジェクトの効果的管理、性的搾取と虐待の防止及び倫理と安全性に関する訓練を受けた。今では、ほとんどのプロジェクトが、セクハラと攻撃の防止のためにも、性的搾取と虐待のためにも、文書による政策を有している。さらに、2019 年に始まった小規模団体のための核心となる経費と自己ケア資金へのアクセスへの投資の増額に関して 40 名の個人からのフィードバックが、これらが女性をエンパワーし、早い段階で問題に対処し、精神衛生とカウンセリングを提供し、職場と地域社会で関係を改善することに貢献する際に大変に役立つことが分かったことを示した。

A. どの女性も女兒も取り残さない

35. サービスをあまり受けていない女性と女兒のニーズに対処することは、信託基金の作業の中心である。これは明らかに、女性に対する暴力に対処する努力が開発され、実施される時に、最も頻繁に見遇される、しばしば、異なった形態の差別の重なるところにある集団である。2020 年に信託基金によって支援された少なくとも 75 のプロジェクトは、とりわけ難民と国内避難民女性と女兒、障害を持って暮らしている女性と女兒、LGBT 女性を含め、歴史的に周縁化されてきた者に重点を置いた。

36. 現在まで、信託基金は、合わせて総計 720 万ドルで、人道状況にある女性と女兒に対する暴力をなくすことに重点を置いた 18 の市民社会主導のプロジェクトを支援してきた。心理的法的援助を含めた主として暴力に対する地域社会の防止と対応に対処するこういったプロジェクトは、2016 年以来、少なくとも 19,306 名の難民または国内避難民女性と女兒に届いてきた。

Figure V
Projects leaving no one behind since 2016



37. 人道の場にいる女性と女兒は、特に暴力の危険にさらされており、そのニーズに対処する際の助成金受領団体が直面する課題は、COVID-19 の流行によって強化された。例えばアフガニスタンで、「アフガン女性のための女性」は、親密なパートナーからの暴力の通報される率が比較的高い状態で、国内避難民と帰還民の社会で、ソーシャル・ディスタンシングの措置が女性に対する暴力をさらに悪化させていると述べた。コンゴ民主共和国では、紛争がかかわる複雑な人道状況ですでに活動している「コンゴ人女性基金」は今では COVID-19 に調整しなければならなかった。

38. 障害を持つ女性と女兒は、しばしば、流行病の前ですら、サービスと司法対応の優先の欠如を経験した。世界で推定 10 億人の障害を持つ人々は、COVID-19 によって最もひどい打撃を受けた人々の中にあるものと予想される。ナイジェリアの「生活変革と良い親のケア協会」、ハイティの「国境を超えて」及びパキスタンの「Rozan」は、多様なアクセスできる書式で COVID-19 と女性と女兒に対する暴力に関する資料を作成することにより、暴力防止に重点を置いた。グアテマラの「Asociacion para el Desarrollo Legislativo y la Democracia」は、高い暴力の危険を仮定して、障害を持つ女性と女兒が、サービスとアウトリーチで優先されることを保障するためのアドヴォカシーに重点を置いた。障害を持つ女性と女兒に届くことは、信託基金の優先事項であり続け、2016 年以来、信託基金助成金受領団体は、障害を持って暮らしている少なくとも 45,797 名の女性と女兒に届いた。

39. 助成金受領団体は、COVID-19 の流行中に特に危険にさらされている LGBTI の人々のためのサービス提供も保障していた。例えば、アルバニアで、ドメスティック・ヴァイオレンスの LGBT 女性サヴァイヴァーのためのシェルターである「Streha」とのパートナーシップで「虐待を受けた女性と女兒のためのシェルター」によって経営されているプロジェクトは、流行病中に、サービスを維持するために、そ

の作業を急速に調整した。このプロジェクトは、シェルターと賃貸アパートでの安全な宿泊所、食料、衛生品及び心理的支援を提供した。

B. 女性と女兒に対する暴力を防止する

40. 現在の戦略計画の始まり以来、信託基金は、女性と女兒に対する暴力の防止に全部または部分的に重点を置くプロジェクトに、4,700万ドルを投資して来た。防止プロジェクトにかかわっている助成金受領団体の大半は女性団体であり、これも信託基金投資の戦略的重点である。

41. 助成金受領団体は、学校の内外での女兒に対する暴力に関連する、ありとあらゆる防止・対応活動と取り組んできた。例えば、2015年以來、34の助成金受領団体の作業の結果として、816の学校が、女性に対する暴力を防止し、対応するカリキュラム(課外活動を含め)を改善し、または政策、慣行、サービスを実施してきた。この作業領域は、COVID-19に対応する教育施設の閉鎖によって特に悪影響を受けた。例えば、コーティヴォワールでは、「Dignite et Dsroits pour les Enfants」の障害を持つ女兒のための特別教育センターは、ロックダウン中閉鎖されなければならなかった。さらに、オンラインの提供法にますます頼ることが、デジタル格差と誰も取り残さない必要性を強調し、さらに悪化させた。しかし、防止プログラムは依然として重要である。例えば、ウクライナでは、「Eney」が、ロックダウンの最初の1か月で、国の暴力防止ホットラインは、制限前の月に1,100の電話と比べて、サヴァイヴァーからの1,500通の電話を受けたと報告した。

42. コスタリカで、信託基金からの少額の助成金で、NGOの「Cenderos」によって実施されているプロジェクトは、ジェンダーに基づく暴力の危険にさらされており、またはこれを経験してきたニカラグアからの女性と女兒に対する暴力の防止を特に求めている。これまでのところ、505名の移動女性が7つの地域社会での36のコーヒーの午後を通して心理的援助と情報を受け、271名の難民申請者がシェルターを提供され、フェミサイドの危険にさらされている10名の女性が「Cenderos」によって管理される安全な家に入れられた。さらに、30名の女性移動者と亡命申請者が、「Cenderos」の援助で、今では地域社会のスペースで安全であると感じ、生活条件に対処する手助けをしてくれる女性の協同組合内で支援を見出したと述べた。プロジェクトのインパクトの持続可能性を保障するために、16名の女性移動者と亡命申請者が、地域社会の推進者として訓練を受けて来た。さらに、81名の参加者が、リーダーシップ訓練を受け、暴力の状況にある女性を保護し、歓迎する活動を指導する公約をした。

43. 「希望の星」は、障害を持つ女性と女兒のための基本的で、安全で、適切な多部門的サービスのアクセスを改善するために、パレスチナ国の西岸とガザ地区で、プロジェクトを実施している。学会と研究者の団体である「Al Marsad」との協働で実施されているこのプロジェクトは、難民キャンプ、C地区の領土及び遊牧民社会の周縁化された地域社会に重点を置いている。例えば、COVID-19流行前に行われた質的調査で、警察と家族保護ユニットの建物のわずか5.9%がアクセス可能であることが分かった。このプロジェクトは、年内に29歳から59歳までの障害を持つ女性によって通報された10件の暴力事件を文書化できた14のフォーカル・ポイントのためのスキル開発訓練を含め、フォーカル・ポイントのための能力開発も提供した。

44. 「障害・開発行動インターナショナル」は、信託基金の支援を得て、2つの地方の女性団体、2つの地方の障害者団体及び3つの女性ネットワークとのパートナーシップで、カンボディアでプロジェクト

を実施している。200名の受益者の間の一対一の調査で、地域社会でのこのプロジェクトの集中教育キャンペーンの結果として、社会変革の目に見える印が分かった。プロジェクト活動の結果として、20,602名のケア提供者、親戚、地域社会の構成員及び責務の担い手が、障害を持つ女性と女児の権利に対する意識を高めた。例えば、面接を受けた401名の人々のうち、230名が、プロジェクトの戦略の効果を確認して、その否定的態度を変えたと報告した。COVID-19流行のインパクト前のプロジェクトの結果も、暴力と障害者の権利についての改善された知識、防止措置及び態度の変容についての改善された知識のために、活動家であるサヴァイヴァーがあまり暴力を経験していないことを示している。プロジェクトから訓練を受けている女性主導の団体の中で、3つの女性主導のネットワークが、その組織上の能力と年次活動計画を開発することにより、障害を持つ女性と女児に対する暴力の初期防止を指導する能力を改善し、一方、48の自助グループ(総数829の会員を持つ)が、定期的会合を通して到達されていた。このプロジェクトは、障害と共に暮らしている女性と女児に下水・衛生パッケージ(319名の女性)、技術的支援(30名の女性)及び生計支援(32名の女性と女児)を提供することによって、受益者の安全と福利を保障することにより、COVID-19に対応した。

C. 多部門的サービスへのアクセスを改善する

45. 多部門的サービスへのアクセスの改善に関する作業の柱の下で、信託基金は、心理的カウンセリング、医療サービス及びジェルターを含めた特別支援サービスへの女性と女児のアクセス並びに法的援助を通じた司法へのアクセスを改善するためのプロジェクトを支援している。2016年以来、少なくとも60,048名の女性と女児が信託基金助成金受領団体を通して専門家支援サービスにアクセスしてきた。サービス提供者の訓練も、女性と女児のための基本的で、安全で、適切なサービスへのアクセスを高めることを求めるプロジェクトの重要な構成要素である。2016年以来、少なくとも11,425名の世界中のサービス提供者が、信託基金助成金受領団体に支えられて、そのサービス提供を改善してきた。

46. 以下のパラグラフの詳細は、2020年にサヴァイヴァーのためのサービスに適合し提供する際の助成金受領団体によって遂げられた進歩をある程度示している。

47. 基本的で適切なサービスへのアクセスを保障することは、多くの助成金受領団体のCOVID-19対応計画の礎石であった。サヴァイヴァーのためのサービスが対面で提供できないところでは、助成金受領団体は、サービスを素早く電話またはオンラインに移動させた。例えば、コンゴ民主共和国、ケニア、ルワンダ及びジンバブエの市民社会団体は、増加する取扱い件数に対応するために、新しいヘルプラインを設立し、既存のヘルプラインの到達範囲を拡大した。法的援助と心理サービスを提供している助成金受領団体は、サービスに切れ目がないことを保障し、サヴァイヴァーとの信頼と連絡を維持するためにオンラインに移動した。例えば、パキスタンのRozanは、心理カウンセリングをオンラインに移動し、北マケドニアの女性フォーラムTetovoは、オンラインの法的カウンセリングを提供した。

48. インドでは、犯罪防止被害者ケア国際財団が、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力の状況で、自分で加えたか、または親戚によって加えられた火傷の悪影響を受けている女性の保護の改善に重点を置いている。COVID-19の流行前は、助成金受領団体は、女性の火傷被害者のためのサービスを設立する際に、具体的進歩を遂げ、次の段階でのパートナーシップと協働のための話し合いを開始し、理解覚え書きが、タミール・ナドゥ州の11の介入地区にわたって病院との間で署名された。この初期の活動の結果として、女性の火傷サヴァイヴァーは、ドメスティック・ヴァイオレンス

とトラウマについて知識のある火傷ケア・サービスにアクセスをはじめることができた。頑強な多様なステイクホルダーの支援ラインが2019年に病院を退院した1,355名の火傷のサヴァイヴァーのデータベースを用いて創設され、女性たちへの定期的なフォローアップ電話を促進した。総計413通の電話が、国の支援ラインによって受信され、24のリファールにもつながった。

49. アルバニアでは、Elbasan 女性フォーラムが、家庭から働くことのできるスタッフを支援するという点でもドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのためのサービスを適合させる際にも、COVID-19の流行に直ちに対応した。この適合には、対面カウンセリング及び暴力のサヴァイヴァーのための心理的支援と置き換えるために電話とホットライン・サービスを提供することが含まれ、2020年3月と4月だけでも助成金受領団体は、285通の電話カウンセリング・セッションを提供した。助成金受領団体は、COVID-19の予防措置についての意識を啓発し、子どもを含めたドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのためのほとんど毎日の重要な社会的・法的情報を普及するために、ソーシャル・メディアも利用した。サービスは、暴力の女性と女児のサヴァイヴァーのために無料で提供され続けた。年内に、2020年8月まで、この団体のカウンセリング・センターは、909の心理カウンセリング・セッションを提供し、その提唱スタジオは、554件の法的カウンセリング・セッションを提供し、32名の子どもと共に、32名の女性が、その緊急シェルターに入れられた。COVID-19の危機のために、暴力の女性サヴァイヴァーは、食料及びその他の基本的な必需品にアクセスするためにもがき、Elbasan 女性フォーラムは、信託基金からの柔軟性のある財政支援をサヴァイヴァーに食料バスケットを配布するために再方向付けることにより対応した。

50. アルバニアでは、「虐待を受けた女性と女児のためのシェルター」とそのパートナーである「ドメスティック・ヴァイオレンスのLGBT女性サヴァイヴァーのためのStrehaセンター」が国の4つの遠隔地域(Vore, Lushnje, Shkoder 及び Skrapar)で暴力サヴァイヴァーのための多部門的サービスを提供するためにうまく確立している2つのシェルターをまとめた。このプロジェクトは、9名のLBT女性と女児を含め、27名のサヴァイヴァーにサービスを提供した。サヴァイヴァーは全員様々なサービス、つまり安全な宿泊所、医療検査と薬剤、交通費と心理社会サービス、法的支援及び職業訓練を通じたキャリアの機会といった様々なサービスを提供された。このプロジェクトに触れることになった人々の約82%が、ジェンダーに基づく暴力とこれに対処し通報するために利用できるサービスについての意識が高まったと報告した。アウトリーチ活動は、このプロジェクトがTiranasとElbasanとMatのLBT社会のさらに16名の人々に届くことができるようにした。

51. パキスタンのパンジャーブ州では、CBM インターナショナルとそのパートナーである地方の女性の権利団体Bedariが、女性と女児に対する暴力をなくすという、このより幅広い作業の中で、障害者を含める慣行を強化するプロジェクトを実施している。社会経済的障害に加えて、パキスタンで障害を抱えて暮らしている女性と女児は、正規・非正規の保護メカニズムが崩壊し、それてしまっているので、COVID-19の流行中に増加する暴力と周縁化に直面していた。このプロジェクトは、女性と女児に対する暴力に対処する措置が、地域社会レベルでCOVID-19の対応に含まれ、その現地の職員が、暴力のサヴァイヴァーに直接的支援またはリファール・サービスを提供するために地域社会と調整していることを保障するために活動した。同時に、Bedariは、その定期的なヘルプライン・プログラムを通してオンラインで心理支援を提供し、CBM インターナショナルによって促進される長期的支援を継続しつ

つ、男性と協力している。

D. 法と政策の実施を育成する

52. 2016 年以来、信託基金助成金受領団体は、女性と女兒に対する暴力を防止し、対応する際にその効果を改善するために、少なくとも 1,062 の地方自治体と政府の機関を支援してきた。さらに、女性と女兒に対する暴力に関する少なくとも 97 の機関の政策またはプロトコールが、過去 3 年にわたって様々な制度的レベルで開発され、改善されてきた。

53. 事務総長は、国の対応計画の一部として女性に対する暴力への対処を含めるよう各国政府に要請してきたが、多くの助成金受領団体は、未だに女性の権利団体が COVID-19 対応計画に含まれることを保障する際に、課題を報告している。例えば、「国際連帯財団」は、政府は COVID-19 の予防を優先しているが、流行病の結果として、ソマリアで女性性器切除と女性に対する暴力が増加していると報告している。助成金受領団体は、維持される女性の権利と市民社会団体の行動が、女性に対する暴力の問題が国の対応と行動計画に含まれることを保障する際の基本であると報告している。しかし、助成金受領団体は、年内にこの領域で確かに進歩を遂げた。その業績の中には、以下のパラグラフで説明されているものもある。

54. ケニアの女性主導の団体「権利教育・意識啓発センター」によって実施されているプロジェクトは、女性に対する暴力に関する法律の実施における格差に対処するために活動している。流行病前は、このプロジェクトは、受益者の目標数、つまり、649 名の思春期の若者(10 歳から 19 歳)、787 名の若い女性(20 歳から 24 歳)、及び 1,370 名の女性(25 歳から 59 歳)に届いていた。このプロジェクトは、1,427 名の女性と女兒の暴力サヴァイヴァーに届いていた。国家及び非国家行為者からのサーヴィス提供を改善するための作業の点で、助成金受領団体は多部門的サーヴィス・メカニズムの一部である 262 名の政府役人と 32 名の議員に届いていた。介入に続いて、サーヴィス提供者の 38%が、プロジェクト開始時の 24.7%の基準と比べて、女性と女兒に対する暴力のサヴァイヴァーのニーズに応えるために必要な知識、態度、スキルを有していると報告した。このプロジェクトは、3,819 の地域社会を基盤としたグループに届き、会員の 52%が、ジェンダー平等と非暴力に関して技術と知識を改善したと報告した。

55. マレーシアでは、Persatuan Kesedaran Komuniti Selangor が、性暴力とジェンダーに基づく暴力と闘うための言語、ノウハウ及び支援を、シスジェンダーとトランスジェンダーの女性に提供するために、信託基金の助成金を利用している。マレーシアのトランスジェンダー社会と協力しているカギとなる団体である「シスターのための正義」の支援を得て、この団体は、女性の表現の自由と公共の政治的スペースでの意思決定への関わりを擁護し推進することを求めている。このプロジェクトは、50 名以上の受益者に届き、性暴力とジェンダーに基づく暴力についての公共の意識を啓発するための初めての 3 つのビデオも発表している。参加者との継続中の調査を通して、この助成金受領団体は、議員及びその他のカギとなる政府の意思決定者と関わる際に、その権利を行使することに対する課題を明らかにしてきた。

56. 「チャレンジするためにチャレンジされる女性たち」によるプロジェクトは、障害を持つ女性と女兒に対する暴力を減らし、虐待者の有罪判決率を上げるためにケニアの 3 つの民族的に多様な場所で、2 つの実施パートナー---英国を拠点とする NGO の「アドヴァンテージ・アフリカ」と「Kibwezi 障害者団体」---と協力した。COVID-19 流行前に、このプロジェクトは、80 名の障害を持って暮らしている女性

と 24 名の責務の担い手に再教育訓練を提供した。8 名の思春期と比較的若い女性を含めた参加者の約 70%が、暴力を防止し対応する戦略に対する良好な知識と意識を示した。プロジェクトの場所で障害と共に暮らしている女性の大多数は、どのように責務の担い手に近づき自分の権利を要求するかに自信を改善したことを示し、これが、障害を持つ 13 歳の女兒がかかわる虐待の加害者を裁判にかけ、レイプ未遂を通報した時に、警察と村の首長と長老からの改善された対応の報告という具体的な成功につながった。女性たちも、さらなる尊重と女性に対する暴力を通報する意向を含め、地域社会の障害を持つ女性と女兒の扱いに改善があったことを報告した。

57. ボスニア・ヘルツェゴヴィナで、「女性の権利センター」によって実施されているプロジェクトは、事件を扱う裁判官と検察官の能力を強化し、ジェンダーに基づく暴力に対するソーシャル・ワーカーの理解を高めることに重点を置いて、親密なパートナーからの暴力のサヴァイヴァーのための保護メカニズムを改善するために活動している。助成金受領団体は、関連専門家との同盟を築く際に最初の手段を取り、COVID-19 中は、電話と e-メールで初期の連絡と準備が行われた。準備活動は、必要な承認を得ること、計画を普及すること及び集められつつある多部門的作業部会と専門家グループへの参加者とセミナーを開催するために活動することを含め、裁判官と検察官のためのセミナーを開催するために行われた。これが重要な業績に繋がった。つまり、「裁判官・検察官訓練センター」の設立以来初めて、裁判官と検察官の態度と認識を変えることに関するセミナーが裁判官と検察官のための定期的な年次訓練プログラムに含まれた。「センター」は、「ドメスティック・ヴァイオレンスからの保護法」に対する改正案を作成して提出した。

V. 変革のための証拠を築く

58. 過去 5 年にわたって、信託基金は、評価された助成金受領団体の結果に基づいて、女性と女兒に対する暴力をなくすことに関する世界的な証拠のハブを築き、実践に基づいた知識と助成金受領団体の作業から学んだ教訓を収集し、普及するためのプラットフォームを築くことを求めてきた。この努力の一部として、信託基金は、評価管理に支援を提供し、助成金受領団体の作業全体にわたって、定期的分析のみならず、国の評価能力を推進してきた。

59. 信託基金は、学習の文化を推進し、受益者の声に基づくジェンダーに対応した、地方主導の、参加型の評価を提供する能力を高めるために、助成金受領団体による評価管理を改善することに投資を続けた。独立したメタ評価は、79 の評価報告書(2011 年から 2019 年の期間に始まった介入をカバーする)を見直した。2020 年に出版され、これは、現在の戦略的企画期間全体にわたって評価の質のかなりの改善を明らかにした。満足いく、またはよりよいと格付けされた評価の割合は、2016 年に完成した初期のメタ評価の 60%と比して、82%に達した。評価の改善への投資は、女性と女兒に対する暴力をなくす際に何に効果があり、何に効果がないかを明らかにする際に助けとなるので、きわめて重要である。

60. メタ分析は、2017 年から 2019 年に実施され、メタ評価を通して質が高いものと決まったプロジェクトに関する 30 の報告書のサブセットに基づいて行われた。これは、プロジェクトの効果の点で、5 つのカギとなる結論と勧告を強調した。第一に、信託基金によって支援されるプロジェクトは、扱う暴力の形態またはその場に関わりなく、効果的に積極的な態度と信念を推進することが分かった。例えば、ヴェトナムの男性・女性教員とのジェンダー意識啓発訓練のようなプロジェクト、カンボディアのサヴァイ

ヴァーのための伝統的な司法のアウトリーチ訓練及びグアテマラの女性の自称性労働者との性と生殖に関する権利訓練は、効果的であるためには、訓練は、明確な行動と行動変容の呼びかけをもって、徹底的に立案され、適合されなければならない。

61. 第二に、メタ分析で、信託基金によって支援されるプロジェクトは、有害な社会規範を変えるための様々な効果的な戦略を採用してきたが、深く根付いた規範には、3年以内に変えることが依然として難しいものもあり、かなりのスキルと集中した地域社会のかかわりが必要なものもあることが分かった。第三に、プロジェクトのライフサイクルを通して行動に対する予期された障害が、女性と女兒に対する暴力をなくす集団的行動を含める際に効果的であった。例えば、アフガニスタン、カンボディア、チリ、ヨルダン、リベリア及びチュニジアのように多様な状況にある助成金受領団体は、すべて、集会在難しくまたは禁じられている状況で、受益者のための安全なスペースのネットワークを生み出すために活動した。

62. 第四に、うまく企画され、重点を置き、意味のあるサービス提供者と政策策定者とのかかわりのためのプロジェクト戦略は、サービスの提供を改善し、機関の対応を強化するためにカギとなる二次的受益者と協力する際に効果的であった。例えば、タンザニア連合共和国の助成金受領団体は、地方の警察署のジェンダー・デスクの警察職員をエンパワーし、その仕事に関連する資料とリソースを備えさせることにより、サヴァイヴァーの通報経験を改善する手助けをした。これは、「尋ねる」ことが意味のある、実際の、現実的なものであるために、サービス提供者や政策策定者とのかかわりの条件を注意深く立案し、管理し、計画する必要性を強調している。最後に、女性とその自立を主張し、これを緩和する方法を見出す際に直面するかもしれない課題を予期するプロジェクトが、女性と女兒に対する暴力を減らす際に効果的であった。女性に変革の担い手となる戦略に投資しつつ、プロジェクトは、女性が主要な変革の担い手となることに対して感じるかもしれない重荷を緩和するために、維持される支援のためのメカニズムと戦略を検討する必要がある。

63. プロジェクトのインパクトの点で、メタ分析で、サンプルのプロジェクトの半数近くが、男性が暴力を加えることまたは女性が暴力を経験することが減少したと測定し、観察したが、それぞれの評価が違った風にこれを測定し、これが短い時間枠内で限られた資金でそのような目標を測定することの課題を指摘していることがわかった。しかし、決定的に、信託基金が支援するプロジェクトは、自己効力感や自己同一性のような問題及びプロジェクトのライフサイクルのかなり後でのプロジェクト結果の持続可能性に与えるかなりのインパクトに繋がり、述べられた全体的なプロジェクト目標を超えたプロジェクト活動の連鎖的影響を示している。

VI. 次回戦略計画における前進の道

64. 2015年から2020年までの期間の戦略計画の中間見直しの結果に基づいて、信託基金は、2021年から2025年をカバーする戦略計画を考案するための広範な参加型の開発プロセスにかかわった。2019年11月に、サラエヴォで開催された信託基金の初めての世界助成金受領団体大会で、ステイクホルダー協議会が開かれた。協議会は、国連加盟国、国連機関、市民社会団体、信託基金助成金受領団体並びに独立専門家諮問グループからを含めた200名以上のパートナー、ステイクホルダー、専門家の参加を得て、2020年中続いた。

65. 新戦略計画の中心に、暴力を受けないで暮らすすべての女性と女兒の人権に強い強調が置かれるであろう。戦略計画は、世界的にフェミニスト運動の成長に貢献するように、サヴァイヴァーを中心とした需要に牽引されるイニシアティブを提供する際に、市民社会団体特に女性の権利団体が、中心的役割を果たすことができるようにする世界的連帯とパートナーシップを通して、この目的を推進することを求めるであろう。

66. 女性と女兒をその作業の中心にしっかりと据えて、信託基金の次の戦略計画は、行われた広範な相談からのフィードバックとインプットに基づいて優先事項を推し進めているが、これは、助成金の柔軟性のある資金提供の割合を増やし、さらに長続きする助成金の機会を生み出す必要性を強調した。女性に対する暴力をなくすことに革新的な取組を試す機会を生み出し、能力開発を含め、市民社会団体の作業を支援するために利用できる資金の増額の重要性も強調した。次の戦略計画は、実践家に基づいた知識、質の高い評価及び学んだ教訓と好事例の分かち合いを捉えることにより知識を構築し豊かにすることに関する作業を拡大し深めることにも重点を置き続けるであろう。

67. 信託基金は、女性と女兒が、司法、暴力を防止する際のカギとなる要因である変革した社会規範、意思決定プロセスへの女性と女兒の参画と声によって形成されるより効果的な法律、政策、国の行動計画へのアクセスを含めた基本的な専門の、安全で、適切なサービスへの改善されたアクセスを通して、支援されるイニシアティブから利益を受けることを保障し続けるであろう。このような焦点を絞った成果を通して、信託基金は、市民社会と特に女性の権利団体が女性と女兒に対する暴力をなくし、より強力なフェミニスト運動を生み出すというその目標の達成に向けて進歩を遂げることができる努力を支援しつづけるであろう。

(房野 桂 訳)

「公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する」に関する閣僚ラウンド・テーブル (E/CN.6/2021/7)

議長概要

1. 2021年3月15日、16日、国連女性の地位委員会（CSW）は、優先テーマ「ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメント達成のための女性の公的領域における完全かつ効果的な参加と意思決定及び暴力根絶」を受けて、「公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する」のテーマで、閣僚ラウンド・テーブルを開催した。参加者たちは、そのトピックに関する経験や、得た教訓、および好事例について、殊に「公的生活における意思決定に女性が平等に参加することを可能にする条件整備」に焦点を当てて、議論した。

2. CSW 議長 Mher Margaryan（アルメニア）が、ラウンド・テーブル I の司会を務め、前置きを述べた。そこで、国連開発計画総裁 Achim Steiner は、主要なメッセージを要約した。ラウンド・テーブル I

には、加盟 18 か国の閣僚と高官が出席した。ラウンド・テーブル II は、韓国のジェンダー平等家族大臣 Young-ai Chung が議長を務め、冒頭で所見を述べた。加盟 15 か国の閣僚と高官が出席した。国連人権高等弁務官の Michelle Bachelet が、主要なメッセージを要約し、閉会の挨拶をした。

パンデミック下での女性の完全で効果的な参画の重要性の理解

3. 閣僚たちは、北京宣言と行動綱領ならびに持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実行を加速し、COVID-19 パンデミックへ効果的な対応を図るために、公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する重要性を、強調した。

4. 発言者たちは、このグローバルなパンデミックで、責任を男女で共有する環境を作る重要性が立証された、と力説した。パンデミックによって、女性がケア義務を過分に負い、過去数十年かけて得られたジェンダー平等を後退させ、不平等をつのらせ悪化させる結果となった。閣僚たちは、この間に女性と女兒に対する暴力の件数が増加したことについて、詳細に論じた。また、参加者たちは、女性たちが脆弱な労働環境に脅かされ、且つ意思決定に十分に参加できていないにもかかわらず、現場の最前線での対応を迫られる女性の数が明らかに男性を上回っていることに対して、注意を喚起した。

5. 閣僚たちは、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメント達成のために、女性の公的生活への完全で効果的な参加と意思決定を支援する、あらゆる形態の暴力もない環境を作るための、特別な方策の必要性を強調した。

6. 参加者たちは、企業の役員だけでなく国家ならびに地方政府内の意思決定の場に女性の参加を進める結果得られる有益な成果について、話し合った。達成への過程は未だ不十分であること、また必要な機能的環境を創造するために、公的生活のあらゆる機関や組織と部署の行動と財政投与を更新することが必要であることを、確認した。

機能的環境を作るために否定的社会規範とステレオタイプおよび差別的態度を除去する手段

7. 閣僚たちは、不平等、すなわち、女性は公的生活において平等の役割を果たすべきではないという社会の認識を形成している、根強い否定的社会規範とジェンダーステレオタイプおよび差別的態度、これらの根源的原因について問題にする重要性を強調した。彼らは、否定的社会規範は、多くの分野にわたり女性の雇用や意思決定にも影響を与えると力説した。

8. 閣僚たちは、メディアや市民社会と協働で実施されるキャンペーンや、教育、意識づけを通して、ステレオタイプや先入観について目を向けることで、社会規範を変える好事例を紹介した。参加者たちは、さらに女性と女兒に対する否定的社会規範と態度を除去するために、教育とメディアおよびエンターテインメント領域で、より強い意識と行動が必要であることを強調した。

9. 発言者たちは、女性たちの高い貧困レベルと、経済的自立への機会制限、長引く賃金格差、過重なケア義務と、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスケアサービス利用の制限も、公的生活への女性の完

全て効果的な参加を阻んでいることを、確認した。

10. 発言者たちは、女性の参加と意思決定を促進する機能的環境を作るためには、公的ならびに私的生活における責任と義務を、より平等に共有することが必須であることを強調した。かれらは、それによって健全なワークライフバランスが可能となる、家庭と仕事を調和させる柔軟で家族に優しい労働条件だけでなく、例えば育児休業の増加、利用可能な長期の児童・高齢者ケアへの高投資、社会保護の利用しやすさ、のような、ケアの責任・負担を共有することを促進する方策に、焦点を当てた。

公的生活における女性への暴力を防止、根絶する最良の好事例

11. 閣僚たちは、暴力が公的生活への女性の完全で効果的な参加に対して、如何に重大な障害を引き起こしているか、を力説した。彼らは、公的生活での女性への暴力が、デジタル環境を含め、脅迫や、個人または家族への危害、悪評判、ハラスメント等々を通して、如何に恒久化したものとなっているか、に注意を喚起した。

12. 発言者たちは、COVID-19 の世界的流行の間に暴力が増えている事実を、はっきりと示した。参加者たちは、ネットいじめを含めデジタル・情報通信技術によって促進された暴力が増大している現象を、注視した。また、拡大する情報格差について言及した。それは、特に疎外された女性と女兒に悪影響を及ぼし、多くの女性と女兒を置き去りにする危険性があるからである。さらに、情報通信技術、科学、技術、工学、数学の分野に女性の参加を増やす重要性を強調した。

13. 発言者たちは、例えば国家戦略の確立や、意識づけキャンペーン、全国向けの悩み相談電話、シェルター利用と資源配分の増強、などの好実践例について、詳しく述べた。

公的および私的生活における女性の完全な参画とリーダーシップを促進するための継続的で組織的な努力の最良の好実例

14. 閣僚たちは、選ばれ任命される地位の女性の数が、どれ程、ジェンダーに配慮した政策や、企画と予算、目標設定、を通して、また、国家および地方レベルの行政、立法、司法と公共政策機関におけるクォータ制などの暫定的な特別措置を可能にする立法を通して、増えてきているかの多くの例を出し合った。発言者たちは、様々な意思決定機関における平等な参加を達成するためにどのような努力をしたか、詳しく説明した。参加者は、代表参加する女性の多様性を広げる目的で、憲法、法律、と政策に、より多くの積極的格差是正措置を盛り込むことを求めた。

15. 参加者たちは、民間セクターにおける、とりわけ管理職における、意思決定に女性の参画が増えていることについて説明した。また、長引く賃金格差をなくすための強いジェンダー平等賃金規定とともに、労働人口のあらゆるレベルにおいて女性を増やすために民間セクターのカギとなる関係者との成果が見込める連携体制を強調した。

16. 閣僚たちは、若い女性たちが労働市場に入り、根強い差別と闘う準備となるよう、差別を否定する教育政策とカリキュラムを通して、若い女性と女兒、男性と男児の意識を高め、能力向上をはかる必要性を

確認した。発言者は、女性たちが従来参画できなかったセクターでの就業の準備となるようなプログラムや、政府主催の講習や研修を、監視することで果たせた進歩についても、取り上げた。

17. 発言者たちは、若手主導の組織を含め市民社会が、公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定を確実にし、機能的環境の醸成を促進するのに、重要な役割を果たすことを強調した。参加者たちは、正規登録 NGO の増加と、それらの国家当局との連携が増えていることを、特に言及した。閣僚と高官たちは、公的生活への女性の参画と意思決定をより可能にする機能的環境を確実にする助けとなるように、女性たち自身による市民社会と草の根団体に耳を傾け、投資する重要性を力説した。

(鈴木 千鶴子 訳)

「パリテに向けて一公的生活における女性の完全で効果的な参画と意思決定を達成する好事例」に関する閣僚ラウンド・テーブル (E/CN.6/2021/8)

議長概要

1. 2021年3月15日、16日、国連女性の地位委員会(CSW)は、優先テーマ「ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント達成のための女性の公的領域における完全かつ効果的な参加と意思決定及び暴力根絶」を受けて、「パリテに向けて一公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定を達成する好事例」のテーマで、閣僚ラウンド・テーブルを開催した。参加者たちは、そのトピックに関する経験や、得た教訓、および好事例について、殊に公的生活への参画と意思決定においてパリテ(男女同数)達成のために取られた方策に焦点を当てて、議論した。

2. オーストラリアのジェンダー平等大使 Julie-Ann Guivarra がラウンド・テーブル I の司会を務め、前置きを述べた。国連副事務総長 Amina J. Mohammed が開会ステートメントを述べた。ラウンド・テーブル I には、加盟 18 か国およびオブザーバー 1 か国の閣僚と高官が参加した。アルジェリアの国民の団結・家族・女性の地位大臣 Kaouter Krikou がラウンド・テーブル II の司会を務め、前置きを述べた。加盟 13 か国の閣僚と高官が参加した。国連児童基金常任理事 Henrietta Fore が主要なメッセージを要約し、閉会の挨拶をした。

パンデミック下での女性の完全で効果的な参画の重要性の理解

3. 参加者たちは、政治と公的生活でのジェンダー・パリテは現在の進捗状況では達成の可能性が低いことを強調し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの中で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを主流化することを力説した。発言者たちは、女性の完全で効果的な参画が女性と女児に利益を与えるだけでなく、包摂的で参加型の意思決定と制度、および豊かな社会づくりに必須であることを強調した。

4. 閣僚たちは、COVID-19 パンデミックで、女性たちが高い解雇率に直面し、無償ケア労働と暴力被害

の危険性をより多く被るなど、女性と女兒が際立って悪影響を受けていることを強調した。しかも、女性たちはパンデミックと闘う最前線に立たされ、多くの面に対応しており、パンデミックからのより良い復興を果たし、持続可能な開発を達成することを確実にするためには、女性の完全で効果的な参画の必要性がこれまで以上に急務である。

5. 参加者たちは、女性が直面している特異な課題を理解し、パンデミックをジェンダー平等に対応するように取り組む方策をたてる必要を論じ、暴力をはじめ女性の完全で効果的な参画への障害を排除することが必要であると強調した。

6. 発言者たちは、ジェンダー・パリテ達成における市民社会と女性組織の重要性、ならびに政府と市民社会の間の対話と連携の必要性を、強調した。

公的領域への女性の参画を促進する方策

7. 参加者たちは、選抜と非選抜の公職に女性が平等に代表参加することを促進するために、クォータ制や、パリテ符号、その他の積極的差別是正処置の取り組みを含めた、時限付き特別処置の効果を示す事例を提供した。閣僚たちは、例えば選挙時の候補者名簿や、国会および地方議会における議席における女性の一定割合を義務化する法律のように、意思決定の組織体において女性の代表参加を増やすクォータ制の事例を挙げた。発言者たちは、また、政党内の名簿における男女間の平等な代表参加を要求する方策について話題にした。

8. 発言者たちは、特に政治と公的生活におけるジェンダー・パリテを支持する法制定を推し進めるために、ジェンダー平等を正式に記す憲法など、国の法的枠組みによって政治への女性の参画を促進すべきであると強調した。また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための最優先行動に注目した。その目的は、とりわけ包括的でジェンダー平等な参画を促進すること、指導的な地位に女性が付く機会を増やすこと、そして政治と公的な生活での女性への暴力を含めた女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を根絶することである。さらに、発言者たちは、平和と安全の維持と促進への努力と同様に、平和構築の過程における女性の意思決定とリーダーシップ役割を増強させる必要性に、言及した。

9. 閣僚たちは、また、女性が指導的地位を得て公職に完全に参画するために十分な準備ができるように、とりわけ若手女性たち向けの特別訓練と技術向上プログラムの重要性について、話題にした。

民間セクターにおける女性のリーダーシップを増強させるジェンダーに対応した対策

10. 閣僚たちは、とりわけ民間セクターにおける女性のリーダーシップを、ビジネスでのリーダーシップに関して目標が高くなっていると同様に、労働組合や理事会に女性が参画する目標設定とクォータ制を通して奨励することによって、管理職におけるジェンダー・パリテ達成の重要性を、強調した。労働人口に女性が完全に平等に参画することは、とりわけパンデミックの結果、女性が労働人口から不相応に排出させられている状況では、公的および民間セクターでの主導的立場においてジェンダー平等を達成するために重要なことであると認識された。

11. 参加者たちは、ジェンダー賃金格差を止め、女性にとって平等なキャリア形成機会を促進するために、法律と法の修正案を含め女性の働く権利を守る立法措置の必要性を、強く訴えた。多くの参加者たちは、男女間の平等賃金は国で保障されていること、また、ある程度の進歩は認められる一方で、民間セクターでの平等賃金は達成されていないこと、を強調した。

12. 発言者たちは、女性が労働人口に参入し、意思決定の場で席を得ることを奨励するために必要な段階として、父母を対象にした有給育児休暇と扶養家族に対するケア制度を含め、社会保障とケア分野への投資の必要性を、強調した。実際に、発言者たちは、女性が労働に参入することを容易にする機会提供における政府の役割に、注目した。

ジェンダー・パリテを推し進めるために進展状況を評価し、社会規範を変える

13. 閣僚たちは、進展状況について、構成要素別データ、統計と、監視機関や委員会を通して、独立に追跡、監査することを確実に行う重要性を、強調した。発言者たちは、実際の進展状況を測定し、より支援の必要な領域を識別することが重要であると、強調した。

14. 公的生活とコミュニティー全般における女性不平等を根付かせている社会規範を変えるために、教育と意識啓発向上策が重要な役割を果たすことについても、話題となった。例えば、家事の平等な分担や、女性の役割を家庭に限定し女性が政治的能力を追求し保持することを邪魔する規範について、取り上げられた。発言者たちは、女兒と若い女性にとってロールモデルが大切であること、だけでなく、有害なジェンダーステレオタイプを根付かせず、マイナスな社会規範を変えることを確実に行うために、カリキュラムを見直し、子どもたちの教育を若年段階から始める必要性を、強調した。

15. 参加者たちは、女性の高等教育修了者数増加の望ましい傾向と、とりわけ科学や防衛など女性にとって非伝統的な領域の教育への投資に対する持続的ニーズ、を指摘した。閣僚たちは、女性が学術分野で上位のポジションにいることが、豊かで多様な意見交換ならびに将来のリーダー育成機会増強にとって重要であると、述べた。

(鈴木 千鶴子 訳)

「公的生活での女性に対する暴力の根絶」に関する意見交換対話 (E/CN.6/2021/9)

議長概要

1. 2021年3月17日、国連女性の地位委員会（CSW）は、「公的生活での女性に対する暴力の根絶」をテーマに意見交換対話を開催した。女性に対する暴力が如何に公的生活と意思決定への参画に影響を与えるか、また、そのような暴力を根絶するための介入の仕方、さらに、効果的な予防方策だけでなく、どのようにして暴力を適確に追跡し立証するか、について焦点を当てた。

2. CSW 副議長 Shilpa Pullela（オーストラリア）が序論ステートメントを述べ、続いて列国議会同盟

書記長 Martin Chungong の司会で意見交換対話が始まりました。次のゲスト・スピーカーが開会挨拶を述べた。元ヨルダン議員であり、女性に対する暴力と闘うアラブ諸国女性議員連合議長の Wafa Bani Mustafa；ジョージア公共擁護者 Nino Lomjaria；国立民主機関ジェンダー・女性・民主主義理事 Ms. Sandra Pepera；アルゼンチン、ブエノスアイレス大学科学技術調査国内会議 Dr. Laura lbaine；青年反奴隷制度運動及び世代平等のための反奴隷制度団体の CEO/創立者 Racha Haffar；ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連ウィメン）の規範的支援副事務局長 Ms. Asa Regner。加盟 12 か国の代表たちが提言を行い、NGO5 団体の代表も意見を述べた。対話会合は、司会による総括と、CSW 副議長による閉会挨拶で終了した。

公的生活での女性に対する暴力根絶のための証拠に基づいた立法措置と政策の制定と強化

3. 参加者たちは、より多くの女性たちが政治的な立場へのアクセス権を得、公的社会でより顕著な役割を引き受けるようになっている、それに合わせるように、公的社会での女性に対する暴力が世界中により広範に浸透している、ことを確認した。また、政治分野における女性への暴力は、平等で効果的かつ意義のある参加と、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの目標に対する重大な障害であり、健全で質の高い民主主義への脅威となる、ことを認識した。

4. 発言者たちは、公的生活でのセクシャルハラスメントを含めた女性に対する暴力を犯罪行為とする専用の法律と政策を制定し、強化する必要性を強調した。また、女性政治家に対する暴力を告発し処罰する政党内規、議会行動規範、その他ジェンダーに対応した制度政策の採用など、国の法律の完全なものとし、説明責任を高める事例と最良の好事例を、出し合った。その他最良の好事例と見做されたものには、警察が犯す暴力を解決するための女性国会議員による全国集会の結成と、議会における女性政治家への法的サービスの提供、があった。

5. 加えて、発言者たちは各国に、公的生活での暴力を経験した女性たちのニーズに対応する方策を即刻とるよう呼び掛けた。例えば、女性の犠牲者、サバイバーたちが心理カウンセリングや法的助言などきちんとした支援サービス受けられるようにする、ジェンダーに基づく暴力に対するケースマネジメント制度を強化する、ジェンダーに基づく暴力事件の究明に携わる法執行機関の職員の養成に投資する、など。また、調査研究と政策アジェンダを強化する必要性を強調した。具体的には、公的生活における女性への暴力の特質と付帯性に関するデータを集めることと、職場とオンライン上を含めた公的ならびに私的生活でのジェンダーに基づく暴力への解決を目的とした、国内行動計画を実行するための十分な資源を配分すること。

女性と女兒に対する暴力防止への長期的投資の拡大

6. 参加者たちは、政治への女性の参画と人数の増加が、資源配分の増大を要求することになる社会的権利と子どもの権利へ、またヘルスケアと教育への投資の増大へと政治的優先順位を転換させる傾向が生まれ、伝統的力関係の正当性が疑われる中で、政治的および公的領域の女性たちを嘲笑したり、孤立化させる、あるいは黙らせようとする動きが出ていることを、指摘した。このような脅しの多くは、個人的で性的な性質が強く、社会における女性の役割についての家父長的な態度と思込みに根差すものである。

7. 発言者たちは、政界の女性に対する暴力は「ジェンダー差別」によって根付き、益々女性の声を排除する政治的戦法となっていることを、指摘した。社会慣習に潜む女性に対する偏見を処理しようとする努力が、選挙時の投票にマイナスの影響をもたらす可能性があり、結果として、政治的により後退した結末となる。発言者たちは、この手の暴力を直視し再発を防止するために、このような操作戦法について意識を高め、ハラスメントを含めた公的生活における女性に対する暴力に対して声を上げる必要を、指摘した。

8. 発言者たちは、女性と女兒に対する暴力防止の方策は、実際に長期的なものであるべきこと、またジェンダー不平等や女性差別のような、公的生活における女性への暴力の根底にある原因に目を向けるものであるべきこと、を助言した。本課題の対象に、とりわけ子ども婚などのような女性側に大きな影響を及ぼす問題との関係から、青年期の女兒を含めることが大切である。

9. 発言者たちは、政治分野の女性たちは、ネットワークを組み、お互いの状況を観察し、経験を共有し、最良の好事例を交換し、支援と団結を強める必要があること、とりわけ若い女性たちは、ハラスメントやその他さまざまな形態の暴力を早い年代で経験するために、政治領域から去ってしまう傾向があるため、重要であることを、強調した。

公的生活での女性に対するオンライン上の暴力の増加に取り組む確固とした方策

10. 参加者たちは、とりわけ COVID-19 パンデミックの状況下で、オンライン上の暴力の増加へ関心を高めた。発言者たちは、オンライン上の暴力は、心理的健康への多大な影響が十分に実証されていることから、深刻さにおいて他の形態の暴力より軽いと考えるべきではないことを、強調した。また、厳しい罰則や免責の停止などを含めて、オンライン上や ICT を使った暴力を犯した者を拘束し責任を取らせる強い方策を要求した。発言者たちは、IT の大企業がそれぞれのプラットフォームから如何なる暴力や虐待を排除するよう、促した。

11. 参加者たちは、オンラインのプラットフォームは、これまでも、政治分野における女性に対する暴力の動きを監視する機会をより多く、且つより速やかに報告することを確実に行う助けになってきた、と述べた。また、有望な実践事例を複数明らかにした。その中には、より確固とした予防と保護措置を設計するのに役立つように問題の範囲をより十分に理解に努め、公的生活における女性への暴力を監視する目的の制度的措置や監視機関の設置が含まれる。

(鈴木 千鶴子 訳)

優先テーマ「より良く再建する—コロナ禍対応と回復における女性の参画とリーダーシップ」に関する意見交換対話 (E/CN.6/2021/10)

議長概要

1. 2021年3月18日、国連女性の地位委員会（CSW）は、「よりよく社会を再建する—コロナ禍対応と回復における女性の参画とリーダーシップ」をテーマに、意見交換対話を開催した。参加者たちは、COVID-19 対応における女性のリーダーシップの課題を取り上げ、SDGs に向けた今後 10 年の間にジェンダーに対応した持続可能で弾力のある回復に女性が参画しリーダーシップを果たすこと、それにより北京行動綱領を加速して実行し開発格差に終止符を打つことに果たす役割、について議論した。

2. CSW 副議長 Ms. Ahlem Sara Charikhi（アルジェリア）が序論ステートメントを述べた。意見交換対話は、5人の発言者を迎えて、世界保健機構の新興および人畜共通感染症部門長でコロナウイルス対応技術指導者の Dr. Maria van Kerkhove の司会で進行した。対話の後、加盟 18 か国と NGO 5 団体の代表者たちが、リーダーシップと意思決定への女性の意義ある参画を増大させる方法と好事例について意見交換を行った。副議長のコメントで閉会した。

パンデミック対応における女性の参画とリーダーシップの好事例と教訓

3. 参加者たちは、女性と女性団体が、COVID-19 の危機により最悪の影響を受けたと同時に、草の根ならびに世界的レベルでリーダーシップを発揮し、対応の最前線に立ってきたことを、確認した。

4. 参加者たちは、女性たちが、世界的にも健康と社会的ケア労働の大半を担っていることを踏まえ地域レベルで医療補助を提供する非公式な自助グループを組織することから、STEM 分野への代表参加が永続的に低いにもかかわらずワクチン開発に科学者として尽力することまで、緊急対応に主導的役割を果たしてきていることに、注視した。国によっては、女性の現場の知識が、COVID-19 の政策決定におけるジェンダー主流化のためのガイドラインの開発に、直接貢献した。また、女性団体が、女性の関心事が危機対応によりよく組み込まれるようにするために、それぞれの地域を代表して提唱活動を展開している、国々の報告もあった。そのような女性たちからの提唱の中には、ワクチンへのより平等なアクセスを要求し製薬企業との交渉もあった。

5. 参加者たちは、女性の国家元首や、大臣、市長などで、国をあげての危機に対して先頭に立って革新的で効果的な対応を行い、不平等に直面している女性たちのニーズを解決するのに適応する方策を実行した人々の例を挙げた。参加者たちは、そのようなジェンダーに配慮した対応が、女性が備えていると思われるケア的な特性に帰するものではなく、むしろ女性リーダーたちがそのポジションにつくために様々な障壁を乗り越えてきた経験から開発した、特異な能力によるものであることを、示唆した。

6. 参加者たちは、パンデミックの間あらゆるレベルで主導的役割を果たした女性が多くいたにもかかわらず、多くの場合女性は、女性と女兒への暴力、貧困と収入喪失、無償ケア労働の不釣り合いな負担、デジタル技術への不平等なアクセス、安全性を欠く労働環境、燃え尽き状態とトラウマ、といった形でパンデミックの深刻な効果を経験してきていることを、強調した。

パンデミック対応の立案と実行に於ける多様性と参画ならびに協議の確保

7. 参加者たちは、パンデミック対応における重大な役割にもかかわらず、女性たちは、意思決定の役割には過少な参加に留まり続けていることを強調した。国連開発計画の COVID-19 グローバル・ジェンダー対応追跡と国連女性機関によると、国内 COVID-19 対応特別専門委員会でパリティを果たしているのは、ほんのわずかであった。参加者たちは、いくつかの国の女性リーダーの際立った事例がそのまま、女性がより広く国の対応に影響を与えることができる、という意味に転換できるわけではないと、警告を発した。女性が多く参画していないことで COVID-19 へのジェンダーに配慮した対応に欠けると考えられる事例も多い。

8. 参加者たちは、女性の団体が、女性と女兒に対する暴力からの生還者たちへの支援を含め、大事な公共事業を提供する上で中核的役割をしていることを、認めた。同時に、女性団体は、家庭で既に増大するケア責任をこなしてきている女性たちの、自発的な無償労働に頼っている場合が多くある。このことは、有償のケア労働においても労働人口が女性に傾き、低賃金化しているように、ケア労働は世界的に過小評価されていることを表している。世界的に、看護職の 90% は女性が占めているにもかかわらず、ヘルス部門における女性のリーダーの割合は僅か 4 分の 1 にとどまっている。

9. 参加者たちは、政策対応の立案と実行は、女性団体や医療従事者協会を含め多様なステークホルダーとの協議を拡大することに加えて、COVID-19 特別専門委員会を含めて意思決定の場の多様性を確保することで、改善しうることと合意した。多くの参加者たちは、それぞれの国におけるパンデミック対応と回復方策にジェンダーを主流化に向けた努力と、参加型管理運営アプローチの経験を共有した。

パンデミック下および以後における意思決定とリーダーシップへの女性の参画を強化する持続的努力

10. 参加者たちは、この危機的状況が、社会契約をリセットし構造的不平等に目を向け、社会の変化から最も取り残された女性たちをエンパワーする機会を提示していることを、確認した。緊急対応方策は、高齢女性、あらゆる年齢の寡婦、障がいのある人、HIV 陽性者、田舎の女性たちを含め、偏見に直面しているグループとの十分な協議によって形成されるべきである。参加者たちは、パンデミックの影響を横断的な視野からよりよく理解するために、人口動態に関する様々な標識の中でも、年齢、ジェンダー、障がいの有無、婚姻状態によって分けて収集され、分析された改良データを要求した。

11. 参加者たちは、地域レベルの改革が実を結ぶようにスケールアップされ、地域レベルでの女性のリーダーシップがきちんと認識される必要性を強調した。現場での政策実行の挑戦に関する女性の知識が、将来ジェンダーに対応した政策解決を形成するために使われるべきであり、女性団体が、政策策定過程に正式に含まれるべきである。

12. 参加者たちは、女性のリーダーシップを支える決定的な側面は、女性団体に資金的優遇条件を確保し、フェミニスト慈善活動を増やすことであると強調した。参加者たちは、女性たちを雇用に復帰させ、女性のケア労働を過小評価する力関係の構造を問題視するためには、例えば保育と長期的ケア・サービスなどのケア・インフラに投資する必要がある、と指摘した。さらに、負債を多く抱えた国では、女性と女

児への圧力を軽減するために特別手形の引き出し権や債務免除を発効することで、ジェンダーに対応した財政的余地を与える必要を、強調した。

13. 参加者たちは、女性の中・長期的な意思決定とリーダーシップ参画を可能にする環境を創り上げる幅広い方策を採択することを求めた。そのような方策に以下のものが含まれる：医療・介護従事者の、自身の防護装具と暴力からの保護へのアクセスを含めた、安全な労働要件を確保すること；メディアにおける否定的社会規範とジェンダー・ステレオタイプ、およびメディアへの女性指導者の登場の制限に切り込むこと；若い妊娠女性が学校教育を受け続ける、または出産後復学するのを容易にすることを含めて、女性と女兒の教育と研修へのアクセスを支援すること；女性の就職または再就職を促進する財政刺激策を企画すること；女性と女兒に対する暴力を問題視し、子ども婚を無くすこと；女性の ICT（情報コミュニケーション技術）とフレックス労働配置へのアクセスを奨励すること。また、COVID-19 ワクチンの特許権停止を含め、全ての人々にワクチンへの平等なアクセスを保障することを要請した。

(鈴木 千鶴子 訳)

女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連 (E/CN.6/2021/11)

議長概要

1. 2021年3月23日及び24日の連続した意見交換対話の中で、女性の地位委員会は、第60回会期の優先テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性」(E/CN.6/2021/4)の合意結論の実施に於ける進捗を評価した。委員会の Shilpa Pullela（オーストラリア）と Ahlem Sara Charikhi（アルジェリア）の両副議長が意見交換対話の議長を務めた。
2. 見直しの一部で以下の10か国が傾向と課題について任意で情報を提供した：アルジェリア、コスタリカ、エジプト、モンゴル、カタール、ルワンダ、スペイン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、及びアメリカである。
3. 事務総長補であり、国連ウィメンの規範的支援・国連システム調整・プログラム成果のための副事務局長である Asa Regner が見直しテーマについての国連事務総長報告書を提供した。報告書は加盟国53か国やその他の情報源からの情報を活用し、第60会期で採用された合意結論の加盟国による実施の評価を提供している。報告書には下記の分野で加盟国が取った行動の評価が含まれている：枠組みの規範的・法的・政策的強化；国内制度整備の強化；ジェンダー平等及び女性と女兒のエンパワーメントへの資金提供；女性の指導力及び意思決定に於ける完全かつ平等な参画の強化；持続可能な開発のための2030アジェンダのフォローアップの文脈で、ジェンダーに対応したデータ収集の向上；及びコロナウイルス病(COVID-19)パンデミックに対する、男女別の影響と対応への追跡と監視。

規範的・法的及び政策的枠組みの強化

4. 自発的国家説明を行ったすべての国が規範的・法的・政策的枠組みの強化の進歩を報告し、いくつかの国は、合意結論の実施や持続可能な開発及び北京宣言と行動綱領の重要な相乗効果を強調した。ほとんどの国が男女平等、女性の権利及びジェンダー平等を自分たちの憲法に正式に記すことを受け入れた。いくつかの国は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する重要性が、気候変動に関する国際連合枠組み条約及び京都議定書やパリ協定に関連して、気候変動に取り組む総力のきわめて重要な部分であると認めた。

5. 各国が女性に対する暴力や女性器切除、子ども婚、及び人身取引を終わらせる戦略の実施に於ける進歩のみならず、家庭内暴力に取り組む刑法の強化及び名誉殺人に関する差別法の撤廃に於ける進歩を強調した。いくつかの国では、ジェンダーに基づく暴力と戦うための熱心な国内行動計画が詳細に述べられた。複数の国が女性への暴力という惨事が COVID-19 パンデミックで悪化したと記した。最も脆弱で周縁化された女性が直面した、親密なパートナーによる暴力の不当なリスクも重要な問題として挙げられた。

6. 加盟国は仕事の世界に於ける女性の参画を促進し、労働市場での差別を禁止する法律や政策を制定してきた。このような取り組みには労働の機会均等、同一価値労働に対する同一賃金、報酬の透明性の保証のみならず、妊娠した労働者の不法な解雇を防ぐ法的保護の導入が含まれた。加盟国はまた女性の平等な待遇を保証する相続法の改正を報告した。

国内制度整備の強化

7. 加盟国は、ジェンダー主流化の強化と政策実施の調整を目的とする国内ジェンダー平等機構の範囲と影響を拡大してきた。加盟国はまた、国内ジェンダー平等機構や民間部門、市民社会、開発パートナー間のマルチ・ステークホルダーの協力を増やすことは、女性の能力の保護や結集及び強化にとって重要であると報告した。

ジェンダー平等及び女性と女兒のエンパワーメントへの資金提供

8. ジェンダー平等とジェンダー主流化の促進のために、国内計画や予算編成で一定の割り当てを行った数か国は、ジェンダー平等のための融資を増額する手段を取ったことを強調した。その中にはジェンダー主流化及び、社会的保護、教育、健康及び食料助成のための特定部門の介入に国内予算編成を約束した加盟国もあった。国々はジェンダー平等のための機能的環境を育成する他の例を提供したが、その中には電子決済方法や女性が主導する少額・小中規模の事業用の少額融資のようなデジタル融資へのアクセスの拡大、及び村単位の貯蓄とローン関連の拡大が含まれる。

9. 国々は女性の経済的なエンパワーメントを、女性の生産性と持続可能な開発の強化過程と同時に、女性の人権進展の過程だと認めた。ある国は女性の企業家精神と気候変動を関連付ける必要性を力説した。発言者は、社会的保護と経済に於ける女性の参画のための機能的環境との相関を強調し、女性の無償ケアと家事責任が労働市場に於ける女性の潜在力を抑制していると強調した。数人

の参加者が、女性のためのより良い職場形成には民間部門が積極的な役割を果たせることに留意した。加盟国は、特に COVID-19 からの回復努力の文脈に於ける、女性の教育・財源・及び科学技術への平等なアクセスの必要性を認めた。いくつかの国は、最も脆弱な状況にある女性を取り残されないことを保証するために、構造的問題と物質的ニーズの両方に取り組みながら、開発援助への男女同権的な働きかけを強調した。

10. 加盟国は、あらゆるレベルでの意思決定に於ける女性の指導性と参画を強化するための取り組みの向上と、女性の政治面のエンパワーメントの推進の重要性を力説した。加盟国はまた、意思決定に於ける女性の代表者数、参画及び指導性の拡大を確保するためのクォータのような一時的特別措置という特定例を示しながら、政治に於ける女性の代表者数の進歩に光を当てた。

11. 参加者の何人かは、人種差別に取り組み、包括的になり、複合的で交差する形態の差別に直面しているグループをエンパワーする必要性を強調した。発言者達は、ジェンダー不平等をあと続けている植民地主義や人種差別の影響を一掃し、根絶する男女同権的な取り組みを求めた。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダのフォローアップの文脈で、ジェンダーに対応したデータ収集の向上

12. 加盟国はジェンダー統計の定期的な収集・分析・普及を向上させる戦略の進歩を報告したが、これには 2030 アジェンダに関するフォローアップと吟味の作業のための、性別を個別に分類したデータが含まれる。数か国が、新設の「デジタル化・統計省」という例を含む、改良された、性別を個別に分類したデータを通して、ジェンダー統計を生み出す取り組みを強化したと報告した。国々は、ジェンダー統計のデータ収集・監視及び評価・普及の一助とするための、改良型のウェブを基盤とする情報管理システムの例を際立たせた。

課題と隔たり

13. 加盟国は、女性のエンパワーメントと持続可能な開発の達成に向けて進歩するために取り組むべき課題と隔たりを以下のように明らかにした：

(a) 複合的で交差する形態の差別は、持続可能な開発の文脈でジェンダー平等と女性のエンパワーメントに根強い障害をもたらす。これらの課題は COVID-19 パンデミックの健康上及び経済的影響によって増強され、気候の緊急事態により悪化してきた。

(b) 蔓延している家父長的態度、差別的な社会規範、女性の高い貧困率及び不当なほどの無償ケアと家事分担が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成への進歩を遅らせ続けている。いくつかの国が、キャンペーン、訓練活動、行動変化、意識向上活動及び、より平等な男女間の力の配分を提供する、コミュニティを基盤とした取り組みを通して、男性と男児の関与を強める必要性を強調した。女性と女兒に職業訓練；科学、科学技術、工学及び数学プログラム；起業能力形成の機会；資金及び長期の融資；へのより大きなアクセスを与えること及びディーセントワークの機会創出によること；を含む、包括的な成長戦略の一部として、女性と若者を対象にする必要性を強調した国もあった。

(c) 女性のあらゆる多様性に於けるニーズに対応する、より包括的な手法が取られなければならないが、それは制度的機構・枠組み・法と政策に於ける意思決定のすべてのレベルで、女性が代表され声を上げることを確保するためである。

(d) COVID-19 パンデミックにより、もたらされた危機は、すべての人々と部門が将来の衝撃や危機に対する強靭さを形成する重要性を示してきた。全ての社会経済的復興努力は、ジェンダー不平等の更なる固定化を避けるため、ジェンダーに対応し女性がテーブルに着くことを含まなければならない。

(e) 持続可能な開発とジェンダー平等を達成するためには、ジェンダーに対応し人権に基づいた手法が必要である。

(福島 有子 訳)

女子差別撤廃委員会 第76回・77回・78回会期の結果 (E/CN.6/2021/12)

事務局メモ

概要

本メモは、2020年6月29日から7月9日まで、2020年10月26日から11月5日まで、及び2021年2月15日から25日までと3月4日にそれぞれオンラインで開催された、女子差別撤廃委員会の第76回、第77回及び第78回会期の、採択された決定を含む結果を反映するものである。

I. 序論

1. 総会はその決議 47/94 号で、女性差別撤廃委員会の会期は、女性の地位委員会に対し、これら会期の結果を可能な限りタイミング良く伝えられるよう計画されるべきであると勧告した。
2. 委員会は76回、77回、78回の会期を、それぞれ2020年6月29日から7月9日まで、2020年10月26日から11月5日まで、及び2021年2月15日から25日までと2021年3月4日に開催した。委員会は第76回会期で、使われたオンライン会合の場へのアクセスの容易さ、並びに同時通訳の問題、インターネット接続や音質を含む、第76回会期がリモートで開催された条件を吟味し、今後のリモート会期を、新型コロナウイルス病(COVID-19)パンデミックに類似した、世界的な様相の例外的状況に限定する、と決定した。委員会は国連人権高等弁務官に対し、障害を持つ委員に適切な施設を提供し、リモート会期への十分なアクセスを確保するよう要請した。委員会は、障害を持つ女性と女兒に対する性的嫌がらせに終止符を打つことに関する、共同声明の本文を採択したが、これはジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)が開始

し、続いて障害者権利委員会により支持されたものである。委員会はまた、「世界的な人種差別反対抗議活動は人権と社会及びジェンダー公正の新時代の到来を告げるはずだ」という題の声明を採択した。委員会はさらに、締約国の報告に関する諸問題と質問のリストの中、及び報告に先立つ諸問題のリストの中の、パンデミックと回復努力に係る女性の権利とジェンダー平等について、新しい標準パラグラフを含めることを決定した。

3. 委員会は第 77 回会期で、世界規模の移動の状況に於ける女性と女児の人身取引 (CEDAW/C/GC/38) に関する一般勧告 No. 38 (2020) を全会一致で採択した。委員会はまた、2020 年 11 月 29 日の「国際女性人権擁護者デー」を受け、サウジの女性の人権活動家 Loujain Al-Hathloul を含む、拘束されている全ての女性人権擁護者を解放する要求を採択した。委員会は、COVID-19 パンデミックのような例外的な状況のもと、第 78 回会期がリモートで開催された場合には、委員会の新しく選出された委員は、委員会手続き規則の規則 15 に従い、ウェブ放送の生中継による公開の会期開会式で、厳かな宣言を読み上げることを決定した。

4. 委員会は第 78 回会期で、2021 年「国際女性の日」に列国議会同盟 (IPU) と共同で発出した、2030 年までにジェンダー公正を達成するための国内行動計画を求める要求を採択した。委員会はまた、「子どもの権利委員会」、「強制失踪委員会」、「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する委員会」、及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する小委員会」と共に不正行為と人権に関する共同声明を採択した。委員会は、先住民族の女性と女児の権利に関する一般勧告を起草するための作業部会を立ち上げ、又、第 79 回会期の間にその主題について、半日の一般討論を開催することを決定した。委員会は同会期に Gladys Acosta Vargas を議長に選出し、以下の委員を委員会の幹部として選出した：Nahla Haidar 副議長；Ana Peláez Narváez 副議長；Elgun Safarov 副議長；及び Aruna Devi Narain 報告者である。

5. 委員会は継続してパートナーと関わった。第 77 回会期の前に前議長は 2020 年 10 月 9 日にリモートでの国連総会第 3 委員会、第 73 回会期、第 74 回会期及び第 75 回会期の委員会報告を発表した (A/75/38)。前議長はまた、2020 年 10 月 1 日にニューヨークで開催された、第 4 回世界女性会議の 25 周年記念の国連総会高官会合に、予め録画したビデオ声明を提出した。第 78 回会期直後、新議長は 2021 年 3 月 15 日にニューヨークで開催された第 65 回女性の地位委員会で、声明を出した。

6. 委員会は第 76 回会期で、ヨーロッパ及び中央アジアの国連ウィメン地域事務所の代表者とリモートで非公式な内輪の会合を持ったが、地域事務所は委員会に対し、ヨーロッパと中央アジア地域全体での、COVID-19 が女性と女児の生活に及ぼす影響について概要を説明した。委員会はまた締約国に対し、世界的な移動の状況に於ける女性と女児の人身取引に関する一般勧告案について、リモートによる非公式の公開概要説明を行った。委員会は第 78 回会期で、IPU の Martin Chungong 事務局長及び IPU ジェンダー・パートナーシップ計画の Zeina Hilal とリモートによる非公式な内輪の会合を持ったが、彼らは委員会に対し、COVID-19 後の回復戦略の文脈を含む、政治及び公的生活での意思決定に於ける女性の完全な参画について概要説明を行った。

7. 委員会は、国連国別チームと機関、国連システムの専門機関、その他政府間組織、国内人権機関及び NGO から受け取った、国に特化した情報から引き続き恩恵を受けた。

8. 委員会の第 78 回会期閉会日の 2021 年 3 月 4 日時点で、条約の締約国は 189 か国、選択議定書の締約国は 114 か国であった。委員会の会議時間に関する、条約の第 20 条(1)を総計 80 か国が受け入れていた。修正を発効するためには、条約締約国の 3 分の 2（現在は 126 締約国）が事務総長に受諾書を寄託する必要がある。

II. 委員会の第 76 回会期、77 回会期、及び 78 回会期の結果

A. 委員会により検討された報告書

9. 委員会は第 76 回会期で、当初は第 76 回会期での検討が計画されていた、条約第 18 条の下に提出された以下の締約国の報告書の検討を、COVID-19 パンデミックのために延期することを決定した：バーレーン(CEDAW/C/BHR/4)、デンマーク(CEDAW/C/DNK/9)、ドミニカ共和国(CEDAW/C/DOM/8)、ガボン(CEDAW/C/GAB/7)、キルギスタン(CEDAW/C/KGZ/5)、モルディヴ(CEDAW/C/MDV/6)、モンゴル(CEDAW/C/MNG/10)、及びパナマ(CEDAW/C/PAN/8)である。

10. 委員会は第 77 回会期で、当初は第 77 回会期での検討が計画されていた以下の締約国の報告書の検討を、依然として続くパンデミックのために延期することを決定した：アゼルバイジャン(CEDAW/C/AZE/6)、エクアドル(CEDAW/C/ECU/10)、ニカラグア(CEDAW/C/NIC/7-10)、セネガル(CEDAW/C/SEN/8)、南アフリカ(CEDAW/C/ZAF/5)、スウェーデン(CEDAW/C/SWE/10)、ウルグアイ(CEDAW/C/URY/10)及びイエメン(CEDAW/C/YEM/7-8)である。

11. 委員会は第 78 回会期で、条約第 18 条の下に提出されたデンマークの第 9 回定期報告書(CEDAW/C/DNK/9)を、依然として続くパンデミックのため、対面による会合は開催できないことを考慮し、例外的な根拠に基づき、締約国との対話のためオンラインの場を使用して検討した。委員会は最終見解を公表した(CEDAW/C/DNK/CO/9)。

12. 又、委員会は同会期で、当初第 78 回会期で検討を予定されていた以下の締約国の報告書の検討を、パンデミックのため延期することを決定した：ボリヴィア（多民族国の）(CEDAW/C/BOL/7)、インドネシア(CEDAW/C/IND/8)、ペルー(CEDAW/C/PER/9)、ロシア連邦(CEDAW/C/RUS/9)、南スーダン(CEDAW/C/SSD/1)、スペイン(CEDAW/C/ESP/9)、チュニジア(CEDAW/C/TUN/7)、及びウズベキスタン(CEDAW/C/UZB/6)である。

13. 国連国別チームと機関、国連システムの専門機関、その他政府間組織、国内人権機関及び NGO の代表者は、それぞれ 2020 年 7 月 13 日から 17 日、2020 年 11 月 9 日から 13 日、2021 年 3 月 1 日から 5 日に開催された委員会の第 78 回会期、並びに第 78 回会期、第 79 回会期及び第 80 回会期の、会期に先立つ作業部会にリモートで参加した。締約国の報告書、委員会の諸問

題と質問のリスト、及びそれに対する締約国の回答は、デンマークの第9回定期報告書に関する委員会の最終見解と同様、委員会のウェブサイトで、関連する会期又は会期に先立つ作業部会の下にポストされている。

B. 条約第 21 条の実施に関連してとられた行動

世界的移動の状況に於ける女性と女児の人身取引に関する作業部会

14. 作業部会は第77回会期中に、2020年10月27日と2020年11月3日及び4日に開かれた一般勧告第38号の第1回読み合わせについての討論と、出てきたコメントを取り入れるために会合を持った。委員会は11月5日、一般勧告第38号(2020)を全会一致で採択した。

作業方法に関する作業部会

15. 作業部会は第76回会期、第77回会期、それに第78回会期中に会合を持った。第76回会期では討議し、委員会に4本の決定案を提出したが、これは例外的なリモート会期について；リモート会期中の障害を持つ専門家の適切な施設について；締約国の報告書の吟味のための予想可能な周期について；諸問題と質問のリスト及びCOVID-19パンデミックに関連した女性の権利とジェンダー平等に関する新標準パラグラフの、報告に先立つ諸問題のリストへの包摂について、に関するものである。作業部会は第77回会期で、会期がリモートで開催された時の第78回会期の公開開会式で、新しく選出された委員が厳粛な宣言をリモートにより、行う可能性について討議し、委員会に対しこの件に関する決定案を提出した。部会は第78回会期で、報告書に先立つ問題のリストを、どの会期前の作業部会の会合でも準備できる、締約国の数の厳格な制限の撤去について討議し、委員会に対しこの件の決定案を提出した。

16. 作業部会は会期ごとに会合を持った。作業部会は第76回会期で締約国に向けた包括的な助言を準備すると決定したが、これには一般勧告第19号を更新した、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35条で提示されているように、義務と説明責任の実施についての、委員会に対する定期報告書の提出のためのチェックリストが含まれている。作業部会は又、COVID-19パンデミックのようなパンデミックの間の、女性と女児に対するジェンダーに基づく暴力に関わる、締約国とその他ステークホルダーに向けた、実行者への助言の組み立てについて、優先事項として着手するための提案を討議した。第77回会期で、作業部会議長は締約国向けの助言メモの導入案を提示した。部会は助言メモをチェックリストの形で出し、実行者への助言を含めることを決定した。部会は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する助言メモ案を討議するため、特別報告者と会期間会合を持った。第78回会期で作業部会議長は、助言メモ案の第1節を提示したが、これは家庭内暴力に焦点を当てたものである。部会は助言メモの完成に向けた作業計画を討議し、採択した。

先住民族女性の権利に関する作業部会

17. 新しく構成された作業部会は第 78 回会期中に会い、Gladys Acosta Vargas を議長に選出した。部会は一般勧告の起草と採択のために内部の作業計画と暫定的予定表を更新した。部会は第 79 回会期の際に先住民族の女性と女児の権利について、半日の一般討論を開催するため、委員会に決定案を提出した。

C. 委員会の作業を促進する方法と手段に関連して取られた行動

条約第 18 条の下での委員会の作業方法を強化する

18. 第 76 回会期で、委員会は第 76 回会期がリモートで開催された状況の吟味を行ったが、これには使用されたオンラインの場へのアクセスの容易さ、一つの場から次の場への移動時間、同時通訳の問題、場所のいかに拘らずインターネットの接続と音質の問題が含まれている。委員会は、直面した技術的及びその他の困難を考慮し、今後のリモートによる委員会の会期は、COVID-19 パンデミックに類似した、世界的な様相の例外的状況に限定すべきであると決定した。「障害者権利条約」第 2 条及び第 5 条(3)と調和させ、又「国連障害者インクルージョン戦略」特に包摂性と、アクセスし易さへの障害が「正しく指摘され、取り組まれ、除去される」ことの必要性、及び「いかなる能力に於いても国連に関わる障害者は妥当な便宜の権利を持つ」ことの確約を促進する目的に照らし、委員会は人権高等弁務官に対し、個人的介助を必要とする障害を持つ委員に向けて、リモート会期もしくはその一部への完全なアクセスを確保するよう要請したが、これには委員会の仕事を遂行するのに使用される、いかなるオンラインの場へも完全にアクセス出来るよう保証すること、及び委員会の仕事に完全に参画できるように個人的な介助への金銭的補償を含む、障害を持つ委員へ妥当な便宜を提供することが含まれる。委員会は又、全ての締約国による定期的かつタイミングの良い報告を確保するため、予測可能なレビュー周期に向けて進むこと決定したが、これは委員会とその事務局の能力及び資金提供に依存している。さらに委員会は、締約国の報告書に関する問題のリスト及び報告に先立つ問題のリストに、以下の標準パラグラフを含めることを決定した：

コロナウイルス病(COVID-19)パンデミックの状況下で、長期に渡る男女間の不平等を、経済的多様化戦略として、復興の中心に女性を置くことで是正すること；恵まれない又は周縁化された集団に属する人々や、紛争下あるいはその他人道主義的状况下にある女性を含む、女性と女児の権利の必要性に応じ、支持すること；及び、一部にしる完全にしるロックダウンという手段の下で、又危機後の復興計画の中で、女性と女児が型にはまったジェンダーの役割に追いやられないよう、確保することなどを、締約国による実施手段に示して下さい。あらゆる COVID-19 危機対応と復興努力を確保するための手段を示して下さい：効果的に取り組み、女性と女児に対するジェンダーに基づく暴力を防止することを目的とし；政治及び公的生活、意思決定、経済的エンパワーメント及びサービス提供への、

女性と女兒の平等な参画を保証し；パンデミックの社会経済的影響を減少させる目的で、無償のケアの役割への金銭的支援を含む、女性と女兒が経済刺激パッケージから平等に恩恵を被るよう計画されること。移動や物理的距離の確保の自由に対する制限など、パンデミックを阻むために取られる手段を、締約国はどのように確保するか説明し、恵まれない又は周縁化された集団に属する人々を含む、女性の正義、シェルター、教育、雇用、及び性と生殖に関する健康サービスを含む健康管理へのアクセスを制限しないでください。

19. 委員会は第 77 回会期で、手続き規則の規則 15 を想起し、現在のパンデミックのような例外的な状況で、また第 78 回会期がリモートで開催されたことで、新しく選出された委員が会期の開会式で厳粛な宣言を読み上げ、それが公開されウェブで放送されることを決定した。新任の委員は署名をした厳粛な宣言を委員会のウェブで公開するため、事務局に寄託する。

20. 委員会は第 78 回会期で、定期報告書の提出のために簡素化された報告手続きを利用したいと願う締約国のための、一般的中核文書の提出要求を除外した、決定 73/III 号を想起し、その締約国のための報告に先立つ問題のリストは、いかなる会期前作業部会の会合でも準備出来る、締約国の数を最大で 3 と制限している決定 70/VI 号を撤回すると決定した。これに関連して、委員会は、報告に先立つ問題のリストがいかなる会期前作業部会の会合でも準備出来る、締約国の数は個別に決められると決定した。

フォローアップ手続き

21. 委員会は第 76 回及び第 78 回会期で、最終見解のフォローアップに関する報告者の報告書を採択し、以下の国のフォローアップ報告書を検討して、フォローアップ手続きの下、作業を継続した。すなわちバルバドス、ブルキナファソ、チリ、コスタリカ、キプロス、グアテマラ、アイルランド、ラオス人民民主共和国、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、ニュージーランド、北マケドニア、オマーン、パラグアイ、大韓民国、ルワンダ、サウジアラビア、パレスチナ国及びタイである。第 76 回会期で、フォローアップに関わる報告者は、フォローアップ報告書が期限を過ぎていることを考慮して、ナウルの代表者とリモートで面会した。

提出期限が過ぎた報告書

22. 委員会は、5 年もしくはそれ以上報告書の提出期限が過ぎている締約国に、できる限り早く報告書を提出するよう、事務局が系統的に思い出させるべきであると決定した。第 78 回会期の閉会日である 2021 年 3 月 4 日時点で、5 年もしくはそれ以上報告書の提出期限が過ぎている締約国は 14 か国であった：アルジェリア、ベリーズ、チャド、ドミニカ、グレナダ、ギニアビサウ、レソト、リビア、マルタ、パプアニューギニア、セントルシア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ及びザンビアである。長く提出期限が過ぎた報告書に関しては、委員会は、しかたなく、特定の日までに報告書を受け取れないまま、報告書がない中で締約国に於ける条約の実施の検討に進むことを決定した。提出され検討が予定されている報告書の数によって証明されるように、締約国は事務

局から伝えられるリマインダーに応じてきた。委員会には現在、第 79 回会期（2021 年 6 月/7 月）及び第 80 回会期（2021 年 10 月/11 月）間に検討が予定されている報告書が 16 ある。

今後の委員会会期の日程

23. 委員会は、第 79 回及び 80 回会期の暫定的日程を以下のように確認した：

第 79 回会期

- (a) 選択議定書の下での通報作業部会の第 50 回会期：2021 年 6 月 17 日及び 18 日；
- (b) 選択議定書の下での調査作業部会の第 19 回会期：2021 年 6 月 17 日及び 18 日；
- (c) 本会議：2021 年 6 月 21 日～7 月 9 日
- (d) 第 81 回会期前作業部会：2021 年 7 月 12 日～16 日

第 80 回会期

- (a) 選択議定書の下での通報作業部会の第 51 回会期：2021 年 10 月 13 日～15 日；
- (b) 選択議定書の下での調査作業部会の第 20 回会期：2021 年 10 月 14 日～15 日；
- (c) 本会議：2021 年 10 月 18 日～11 月 5 日；
- (d) 第 82 回会期前作業部会：2021 年 11 月 8 日～12 日。

委員会の今後の会期で検討される予定の報告書

24. 依然として継続する COVID-19 パンデミックのため、対面による会期の開催が今後は混乱する可能性があるため、委員会は第 79 回会期ではバーレーン、キルギスタン、モルディヴ、ニカラグア、ロシア連邦、南スーダン、スペイン（簡素化された報告手続きの下で）、及びイエメンの報告書を検討し、第 80 回会期でアゼルバイジャン、エクアドル（簡素化された報告手続きの下で）、エジプト、インドネシア、レバノン、ペルー、南アフリカ及びスウェーデン（簡素化された報告手続きの下で）の報告書を検討することを暫定的に確認した。

D. 選択議定書の第 2 条及び第 8 条から生じる問題に関し委員会が取った行動

25. 委員会は第 76 回会期で、選択議定書の下で通報作業部会の第 70 回会期の報告書を承認した。委員会はハンガリー(CEDAW/C/76/D/117/2017)、スイス連邦(CEDAW/C/76/D/124/2018)、スロヴァキア(CEDAW/C/76/D/135/2018)、さらにグレートブリテン及び北アイルランド連合王国(CEDAW/C/76/D/141/2019)に関する通報について承認しがたいという決定を採択した。委員会は又、モルドヴァ共和国(CEDAW/C/76/D/105/2016)及びボスニア・ヘルツェゴヴィナ(CEDAW/C/76/D/116/2017)に関する通報について、侵害が認められるという見解を採択した。委員会はチェキア(CEDAW/C/76/D/121/2016)に関する通報の一つの検討を打ち切った。

26. 委員会は選択議定書第 8 条の下での調査に関し、選択議定書の下での調査作業部会第 16 回会期の報告書を承認した。キルギスタンに関する調査 No. 2014/1 に関連して、委員会は委員会により採択されたフォローアップ情報の評価は締約国に送られるべきであると決定した。イギリスに

関する調査 No. 2011/2 に関連して、委員会は選択議定書第 9 条(2)の下、締約国に対し 6 か月以内に包括的なフォローアップ報告書を提出するよう要請することを決定した。委員会は調査 No. 2013/1 に関する報告書案の第 1 回読み合わせに着手した。委員会はマリ(CEDAW/C/IR/MLI/1) についての調査 No. 2011/4 に関する報告書の、2020 年 6 月 24 日付の公表に注目したが、これは選択議定書第 8 条(4)の下で締約国が委員会に見解を提出する期限を 6 か月経過していた。

27. 委員会は第 77 回会期で、選択議定書のもと通報作業部会の第 48 回会期の報告書を承認した。委員会はキルギスタン(CEDAW/C/77/D/133/2018) 及び北マケドニア(CEDAW/C/77/D/133/2018) について、侵害が認められるという見解を採択した。

28. 選択議定書第 8 条の下での調査に関し、委員会は選択議定書の下に於ける調査作業部会の第 17 回会期の報告書を承認した。委員会は調査 No. 2013/1 についての調査結果、コメント及び勧告を採択し、6 か月以内の見解のために当該国に伝えることを決定したが、その後、調査報告書が公表される。

29. 委員会は第 78 回会期で、選択議定書の下、通報作業部会の第 49 回会期の報告書を採択した。また委員会はスペイン(CEDAW/C/78/D/120/2017) について侵害は認められないという見解を、リビア(CEDAW/C/78/D/130/2018) については侵害が認められるという見解を採択した。

30. 選択議定書第 8 条の下での調査に関しては、委員会は選択議定書の下、調査作業部会の第 18 回会期の報告書を承認した。委員会は調査 Nos. 2016/1、2014/3 及び 2014/2 に関し、委員会は COVID-19 パンデミックの点から、机上調査と後で国を訪問する混合型でそれぞれの調査に取り掛かる可能性を調べるため、当該締約国の政府代表部へ口上書を送ることを決定した。提出 No. 2019/1 に関し、委員会は調査を行い当該締約国にその地域への訪問の同意を求めるため、Lia Nadaraia と Genoveva Tisheva を指名した。

(福島 有子 訳)

公的生活に於ける女性の完全かつ効果的な参画のための同盟の 形成に関する意見交換対話(E/CN.6/2021/13)

議長概要

1. 2021 年 3 月 17 日、女性の地位委員会は、公的生活に於ける女性の完全かつ効果的な参画のための同盟の形成に関し、意見交換対話を開催した。
2. Na Sang-Deok 副議長（韓国）が対話の議長を務め、導入となる声明を出した。Emilia Sáiz 都市連合と地方政府事務局長が対話の司会をした。加盟国 16 か国の政府職員及び様々なステークホルダー集団から招待された発言者 16 名が対話に参加した。副議長は締めくくりの所見を述べた。

多様なステークホルダーと共に戦略的同盟の構築を通じた、公的生活に於ける女性の参画の強化

3. 参加者達は公的生活に於ける平等を達成するためには、女性のネットワークの強化及び草の根の組織との同盟構築の重要性を認めた。発言者達は、人権・民主主義・法の支配を推進し守ることに於いて、それらボトムアップからの同盟構築と市民社会の活発な関与の必要性を強調した。彼らはさらに、女性の市民社会組織の代表者は地域社会、家族や子どもを擁護していると認識した。加えて参加者達は、公的生活に於ける意思決定の女性の完全かつ効果的な参画を推進する場で、変化の主体としてまた戦略的パートナーとして、男性と男児との同盟構築と関与の重要性を指摘した。

4. 参加者達は、女性をエンパワーし政治参加を強化する伝達手段として、教育と意識向上の重要性を浮き彫りにした。発言者達は、ジェンダー固定観念の永続化を防ぐメディアの役割を強調し、メディアが如何にリーダーシップに於ける女性の役割を軽視し、政治的影響力ではなく個人生活に焦点を当てたかを明確に示した。参加者達は、ジェンダー固定観念を根絶し、公的生活に於ける女性と女児の指導性の肯定的な肖像を育成するため、印刷・報道・及びデジタルメディアの制限的枠組みや戦略の開発と実施を求めた。

5. 発言者達は、公的生活に於ける女性の完全かつ効果的な参画を推進する法律を含む、好事例を共有し、法とジェンダー行動計画の促進された実施を求めた。

誰一人取り残さないための同盟構築

6. 参加者達は、複合的で交差する形態の差別に晒される人々を含む、最も脆弱な女性集団に手を差し伸べる重要性を認識した。発言者達は、意思決定に於ける女性の参画は、単に女性のみならず、誰にとってもより良い成果の優先事項を反映し、そこに繋がることを指摘した。彼らは、エンパワーメントに対する特定の障害に直面するかも知れない、若い女性や女児を関与させる必要性を強調した。参加者達は、彼女達が公的生活で指導的立場を得られるよう、それらの集団の女性と女児を支援し、手を差し伸べる必要性を際立たせた。

7. 発言者達は、女性と女児を差別する法の撤廃や改正、及び、制度的障害を課し、女性が政党に関わり選挙で候補者になることを妨げる政策の改定など、意思決定の場や一般的な公的生活に於いて、最も脆弱な集団を含むための好事例を提供した。

8. 参加者達は、公的生活に於ける女性の参画と完全かつ平等な代表性数を加速するため、差別是正措置、クォータや一時的特別措置のような、意思決定に於ける女性の数を増やすための取り組みを実施する重要性を力説した。

公的生活に於ける女性の参画を推進するための、女性と女児に対する暴力及びコロナ・ウイルス病(COVID-19)パンデミックが女性と女児に及ぼした影響への取り組み

9. 発言者達は、コロナ・ウイルス病(COVID-19)パンデミックが女性と女兒に不当な影響を与えたこと、以前から存在していた不平等を深め、女性と女兒の権利の完全な実現の達成に課題を課したことを認識した。参加者達は、ロックダウンにより女性と女兒がジェンダーに基づく差別や暴力に晒され、それが彼女達の公的生活に於ける参画を制限したという懸念を表明した。

10. 参加者達は、パンデミックの間に大幅に増加した、女性と女兒に対する暴力に取り組む必要性を強調した。発言者達は、女性と女兒が暴力のない生活を送る必要性を強調し、女性と女兒の声・機関・及び指導性を強化する必要性を認識し、COVID-19 対策ではジェンダーに対応する取り組みの実施を求めた。

11. 発言者達は、女性が経済的資源の欠如や失業から特に影響を受けたこと、及び非正規雇用の大多数を占めていることを強調した。参加者達は、家庭内に於ける男女間の責任の平等な分担を推進することで、賃金差を解消し、無償のケアと家事労働の不当な分担を再配分する重要性を力説した。彼らは COVID-19 への対応と復興計画のあらゆる段階で女性と組む必要性を力説した。

(福島 有子 訳)

了